

練馬区障害者計画（一部改定）

（令和3年度～令和8年度）

第七期障害福祉計画

第三期障害児福祉計画

（令和6年度～令和8年度）

（案）

令和6年（2024年）3月

練馬区

音声コードについて

各ページの角の位置に印刷された模様は、「音声コード」といいます。市販の活字文書読み上げ装置やスマートフォン等を利用して、模様の印刷された部分を読み取らせると、音声で内容を聞くことができます。

模様の印刷された部分には、位置をわかりやすくするために、ページの端に「切りかき」をつけています。

なお、音声コードで読み上げる内容は、実際に印刷されている内容とは若干異なる場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、スマートフォンなどで読み取る場合、機種により正しく音声変換できない場合があります。

表際の作品について

作品名：春風に乗って

作 者：大泉障害者支援ホーム 利用者のみなさん

目 次

はじめに 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の期間	1
3 計画の性格・位置づけ	2
第1章 障害者を取り巻く主な状況	3
1 障害者の状況	3
2 障害者の意向	11
第2章 基本理念と計画の構成	14
1 基本理念	14
2 計画策定の視点	14
3 施策の体系	15
第3章 計画期間に進める施策の展開	16
施策1 障害福祉サービス基盤の整備と住まいの確保	16
施策2 相談支援体制の強化	21
施策3 就労支援の充実	25
施策4 障害児の健やかな成長を支援	28
施策5 安心して暮らせる共生社会の実現と社会参加の促進	32
施策6 保健・医療体制の充実	37
第4章 主な実施事業	41
第5章 第七期障害福祉計画・第三期障害児福祉計画	54
1 計画の策定方法	54
2 成果目標	54
3 障害福祉サービスの供給見込み量	60
4 地域生活支援事業の供給見込み量	61
5 障害児向けサービス（障害児通所支援等）の供給見込み量	62
6 障害児の子ども・子育て支援等の見込み	62
第6章 計画推進のために	63
1 計画を円滑に推進するための取組	63
資料編	64
1 計画の策定経過	64
2 練馬区障害者計画・第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画の進捗状況	68
3 事業説明（障害者総合支援法および児童福祉法に規定する事業）	91

はじめに 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

区では、令和3年3月に、練馬区障害者計画、第六期障害福祉計画および第二期障害児福祉計画を策定し、障害者の地域生活を支援するため、サービス提供の基盤整備に計画的に取り組んできました。

近年、多くの法制度の施行や改正が行われ、障害者や障害児を取り巻く環境は大きく変化しています。また、区内で障害者手帳を持っている方は、令和元年度に33,015人、令和4年度で34,717人となっており、増加傾向にあります。障害者の重度化・高齢化、家族の高齢化が進むなか、医療の進歩により、地域で暮らす医療的ケアが必要な障害者も増加しています。また、障害者を支える家族から、介護負担の軽減を望む声や発達障害児の子育てに関する悩み等が多く寄せられています。

障害者が住み慣れた地域のなかで、自立して暮らし続けるためには、障害者のニーズを捉え、障害特性に応じた住まいや通いの場・相談・就労・社会参加・生活の支援の充実など、ライフステージに応じたサービスの提供が必要です。就労しながら障害者を支える家族も増加しており、家族支援の充実も必要です。

これまでの取組の評価や社会状況の変化を踏まえ、区の障害者福祉施策を一層進めるため、『練馬区障害者計画』の一部改定を行うとともに、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正（令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号）」に基づく『第七期障害福祉計画』および『第三期障害児福祉計画』を一体的に策定します。

2 計画の期間

(1) 障害者計画（一部改定）

令和3年度～令和8年度

(2) 第七期障害福祉計画・第三期障害児福祉計画

令和6年度～令和8年度

3 計画の性格・位置づけ

この計画は、練馬区障害者計画（一部改定）、第七期障害福祉計画および第三期障害児福祉計画の3つの性格を併せ持つ計画として一体的に策定するものです。

（1）法的位置づけ

- ・ 障害者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく法定計画で、区における障害者に関する総合的な施策を定める基本計画です。
- ・ 障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく法定計画で、必要な障害福祉サービス等を計画的に提供するための実施計画です。
- ・ 障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく法定計画で、障害児に関するサービス等を計画的に提供するための実施計画です。

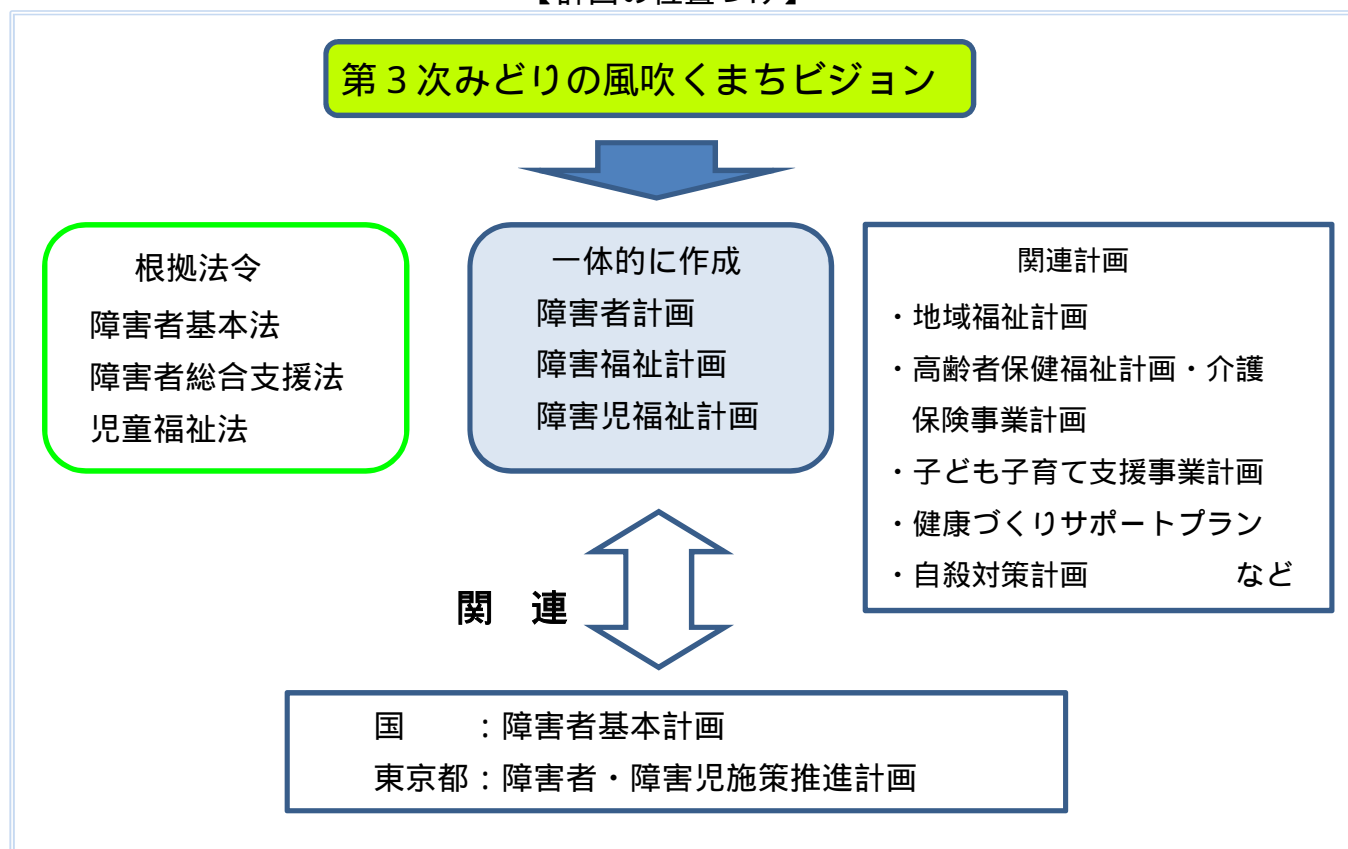
（2）区関連計画との関係

この計画は、区の総合計画「第3次みどりの風吹くまちビジョン」の障害者福祉分野の個別計画です。また、区他計画とも整合性を図ります。

（3）国や東京都の計画との関係

この計画は、国の障害者基本計画および東京都の障害者・障害児施策推進計画を踏まえて策定します。

【計画の位置づけ】



第1章 障害者を取り巻く主な状況

1 障害者の状況

(1) 障害者手帳（身体障害・知的障害・精神障害）

障害者数は増えており、平成30年度から令和4年度までの5か年で7.4%増加しています。特に、精神障害者の増加率が高くなっています。

また、障害児も増加傾向にあります。

人口および障害者数の推移

(単位：人)

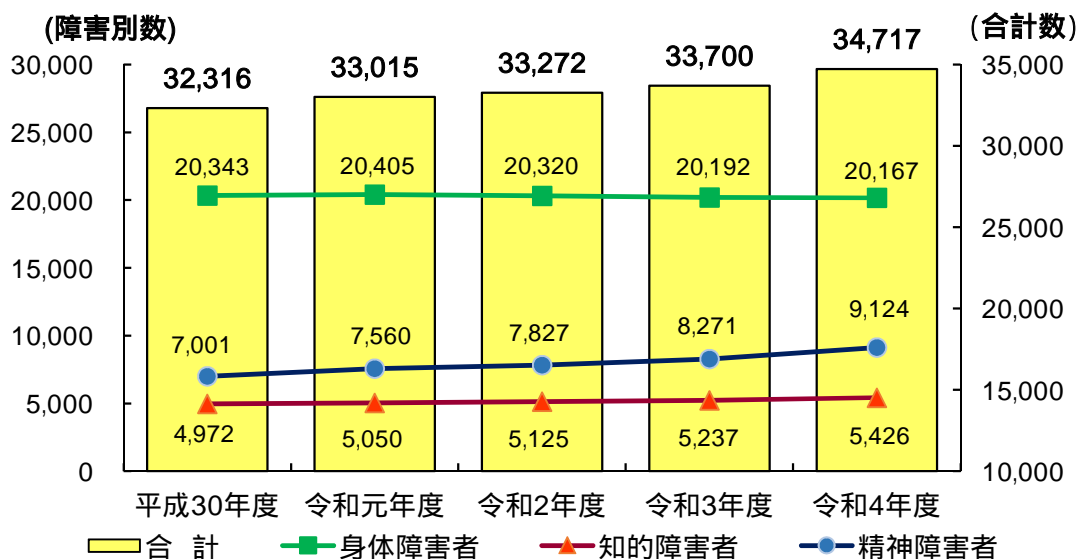
区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増加率
人口	732,433 (106,443)	739,435 (106,156)	740,099 (105,364)	738,358 (104,366)	738,914 (103,504)	0.9% (-2.8%)
身体障害者	20,343 (481)	20,405 (491)	20,320 (480)	20,192 (494)	20,167 (495)	-0.9% (2.9%)
知的障害者	4,972 (1,105)	5,050 (1,103)	5,125 (1,104)	5,237 (1,119)	5,426 (1,197)	9.1% (8.3%)
精神障害者	7,001 (122)	7,560 (141)	7,827 (142)	8,271 (179)	9,124 (204)	30.3% (67.2%)
合計	32,316 (1,708)	33,015 (1,735)	33,272 (1,726)	33,700 (1,792)	34,717 (1,896)	7.4% (11.0%)
障害者の割合	4.41% (1.60%)	4.46% (1.63%)	4.50% (1.64%)	4.56% (1.72%)	4.70% (1.83%)	0.29ポイント (0.23ポイント)

注 1 人口は、翌年の1月1日現在の住民基本台帳人口および外国人登録人口

(例：令和4年度の場合は令和5年1月1日)

2 身体障害者、知的障害者および精神障害者数は、いずれも各年度3月31日現在の手帳所持者数
(例：令和4年度の場合は令和5年3月31日)

3 ()内の人数は18歳未満



(2) 医療費助成(精神通院医療・難病)

自立支援医療(精神通院医療)受給者数は増加傾向にあり、平成30年度から令和4年度までの5か年で20.1%増加しています。難病医療費助成申請者数は、6,000人前後で推移しています。

自立支援医療(精神通院医療)受給者

(単位:人)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
13,024	13,251	15,386	15,335	15,640

難病医療費助成申請者

(単位:人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
国指定難病 (338疾病)	4,887	5,558	6,179	5,898	5,984
特定疾患治療研究事業対象疾病 (4疾病)	11	9	9	8	9
東京都単独助成対象疾病 (8疾病)	16	17	17	18	18
合計	4,914	5,584	6,205	5,924	6,011

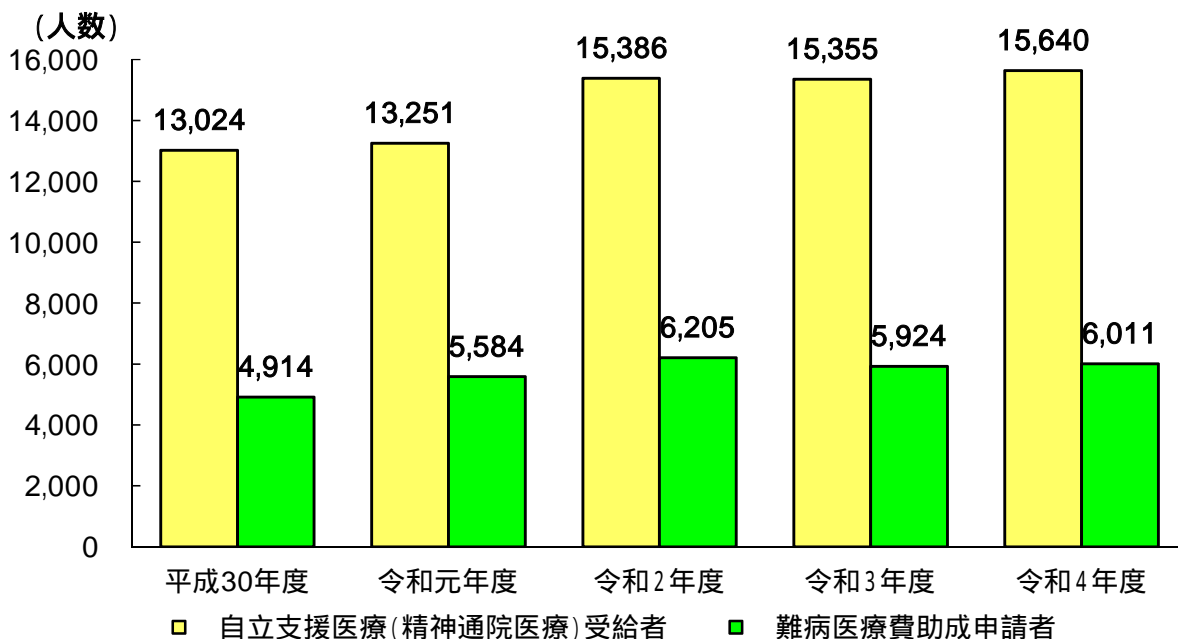
注 1 各年度3月31日現在

2 国指定難病は、平成27年7月に306疾病、平成29年4月に330疾病、平成30年4月に331疾病、令和元年7月から333疾病、令和3年11月から338疾病

3 特定疾患治療研究事業対象疾病は、平成27年1月から4疾病

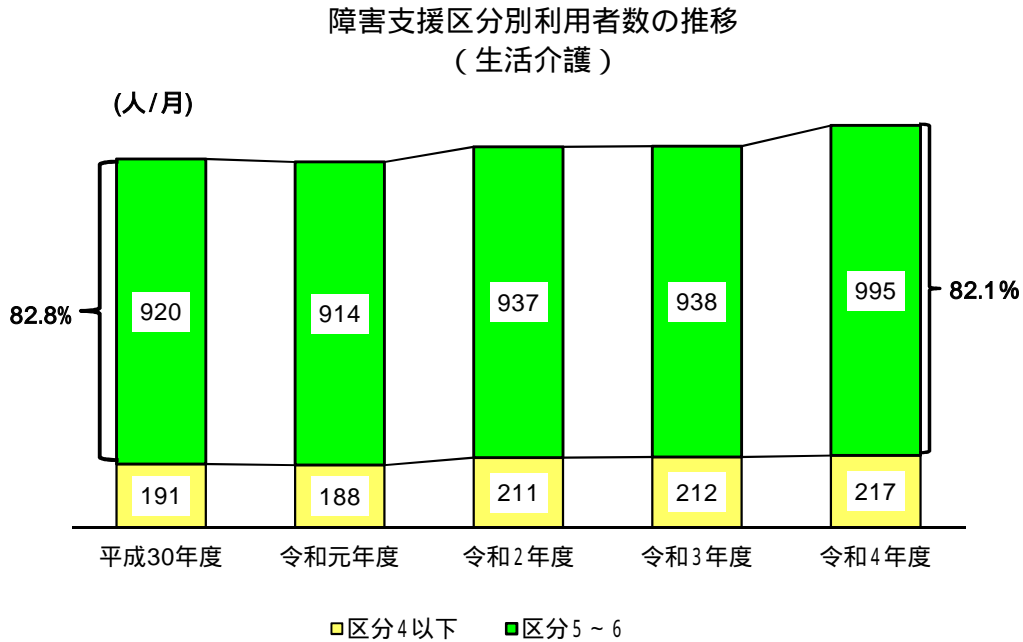
4 東京都単独の対象疾病は、平成28年1月から8疾病

自立支援医療(精神通院医療)受給者および難病医療費助成申請者の推移



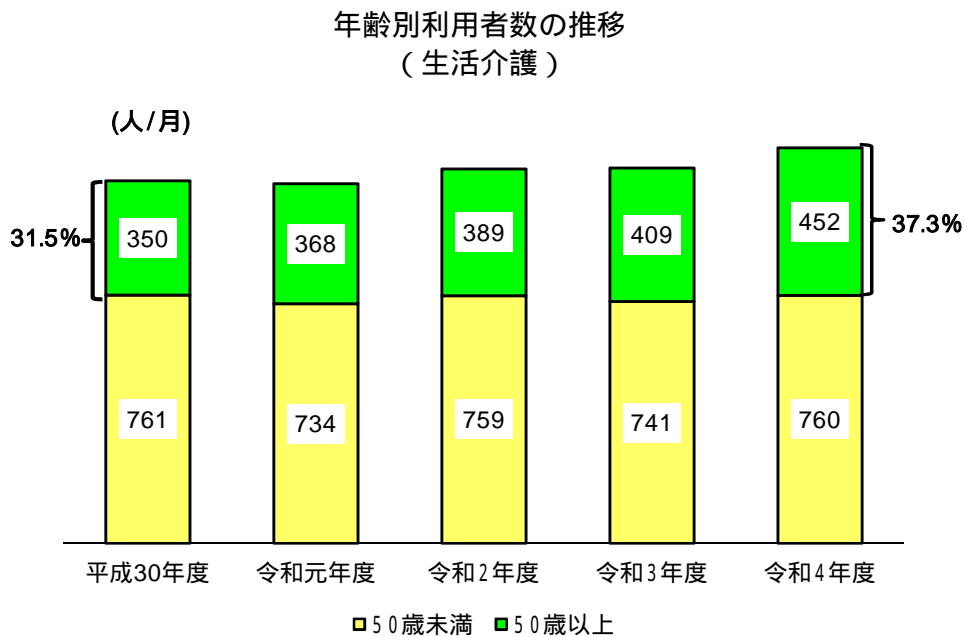
(3) 重度化・高齢化

障害支援区分5以上の生活介護の利用者は、平成30年度から令和4年度までの5か年で8.2%増加しています。障害支援区分5以上の利用者の全体に占める割合は、82%前後で推移しています。



出典：国保連データを基に作成

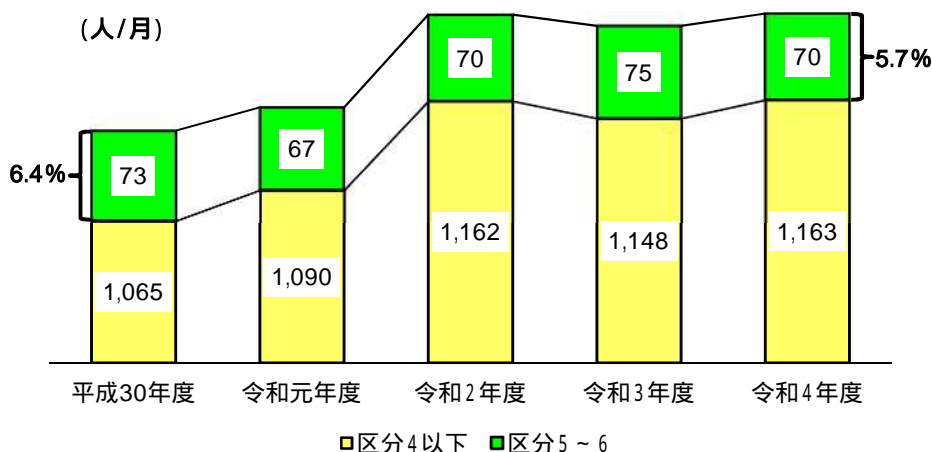
50歳以上の生活介護の利用者は、平成30年度から令和4年度までの5か年で29.1%増加しています。また、50歳以上の利用者の全体に占める割合は、5か年で5.8ポイント増加しています。



出典：国保連データを基に作成

障害支援区分 5 以上の就労継続支援 B 型の利用者は、平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 か年で、70 名前後で推移しています。また、障害支援区分 5 以上の利用者の全体に占める割合は、5 か年で、6%前後で推移しています。

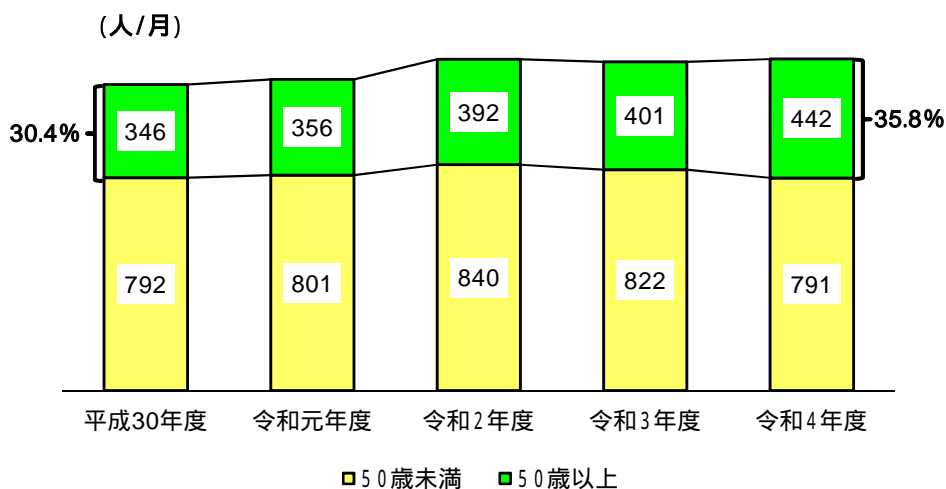
障害支援区分別利用者数の推移
(就労継続支援 B 型)



出典：国保連データを基に作成

50 歳以上の就労継続支援 B 型の利用者は、平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 か年で 27.7%増加しています。また、50 歳以上の利用者の全体に占める割合は、5 か年で 5.4 ポイント増加しています。

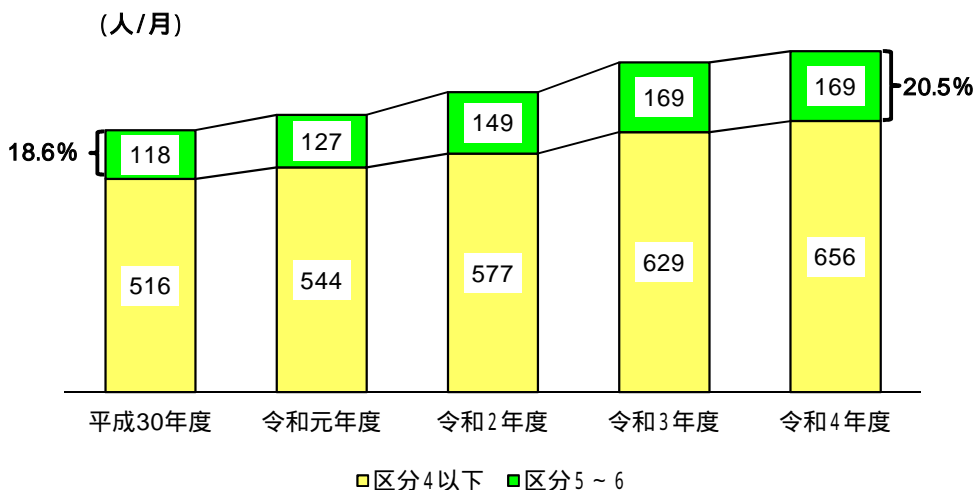
年齢別利用者数の推移
(就労継続支援 B 型)



出典：国保連データを基に作成

障害支援区分 5 以上のグループホーム（共同生活援助）の利用者は、平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 か年で 43.2%増加しています。また、障害支援区分 5 以上の利用者の全体に占める割合は、5 か年で 1.9 ポイント増加しています。

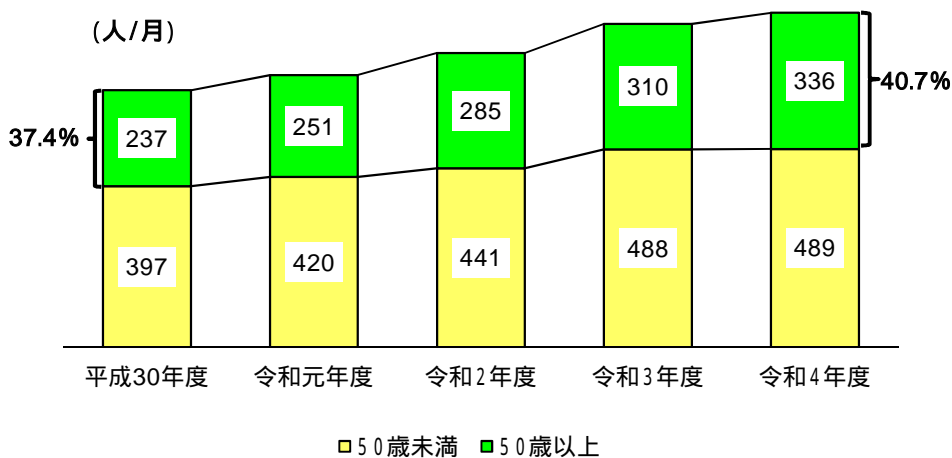
障害支援区分別利用者数の推移
(グループホーム)



出典：国保連データを基に作成

50 歳以上のグループホーム（共同生活援助）の利用者は、平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 か年で 41.8%増加しています。また、50 歳以上の利用者の全体に占める割合は、5 か年で 3.3 ポイント増加しています。

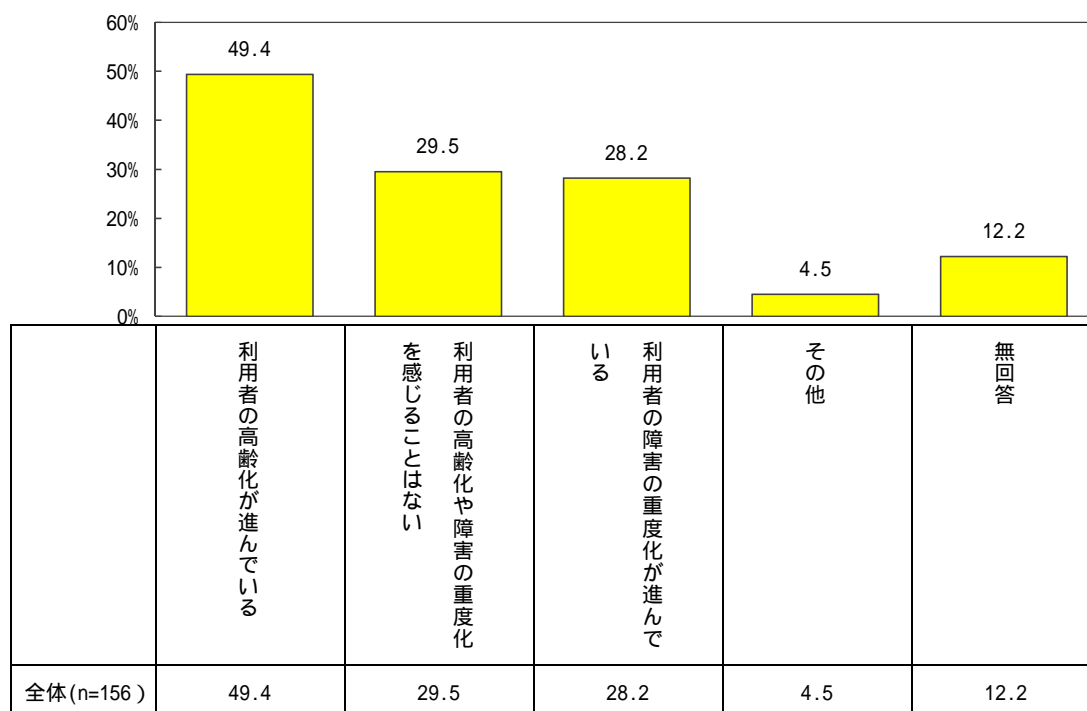
年齢別利用者数の推移
(グループホーム)



出典：国保連データを基に作成

障害者基礎調査における障害福祉サービス事業所等へのアンケートでは、「利用者の高齢化が進んでいる」と回答した事業所が49.4%、「利用者の障害の重度化が進んでいる」と回答した事業所が28.2%となっています。

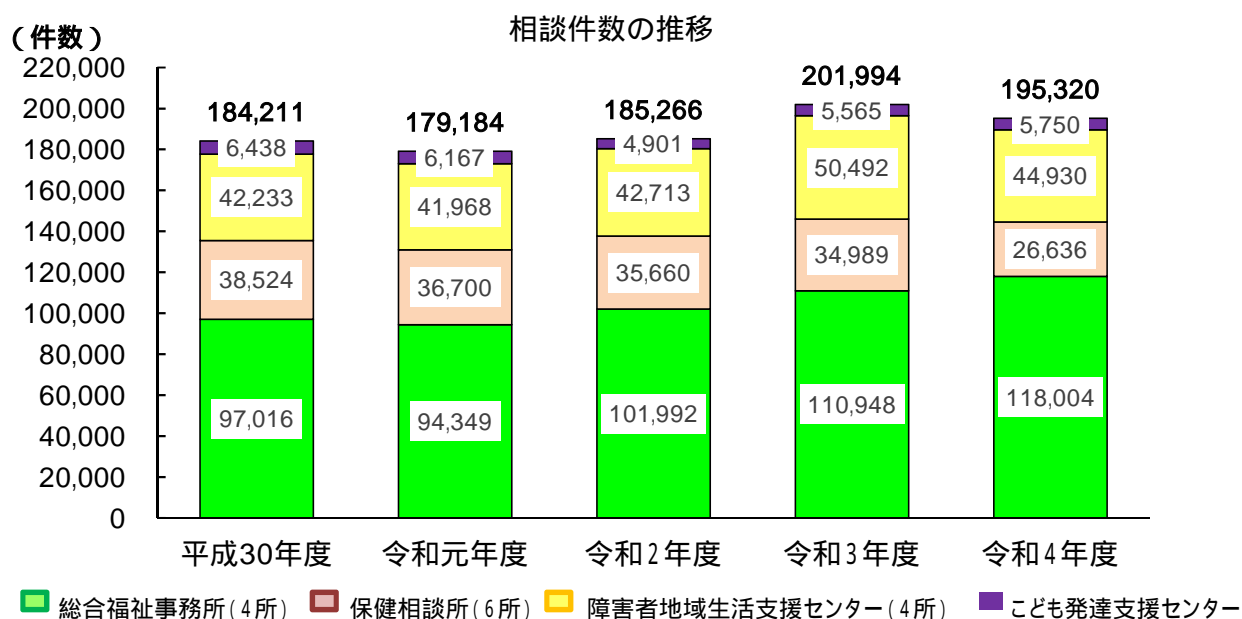
障害者の重度化・高齢化



出典：令和5年度障害者基礎調査報告書

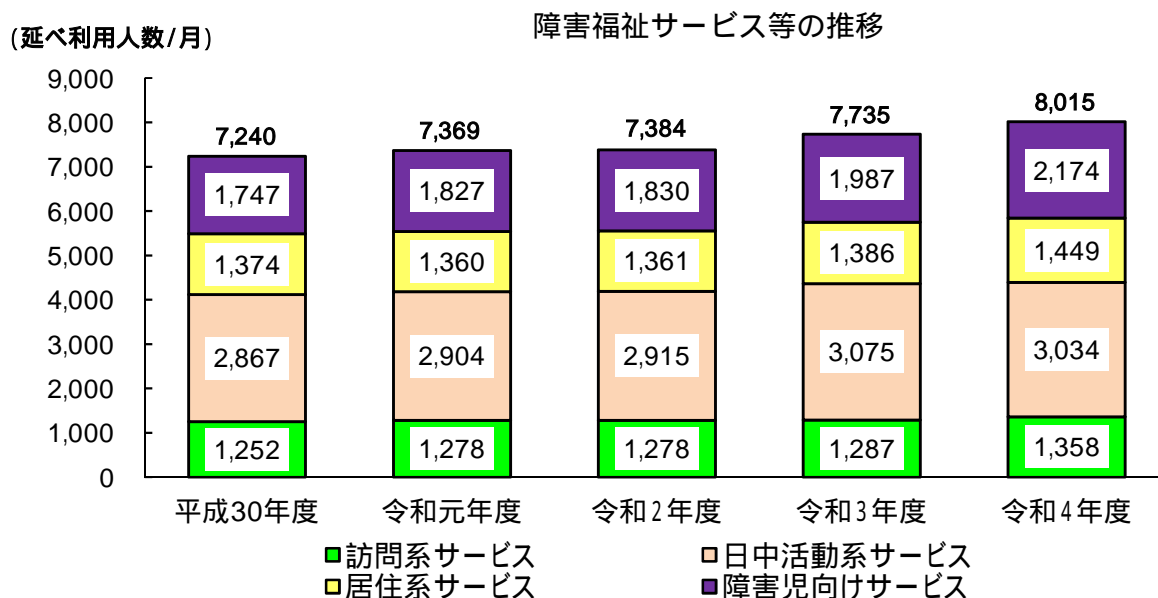
(4) 相談

相談の総件数は、平成30年度から令和4年度までの5か年で6.0%増加しています。特に、総合福祉事務所と障害者地域生活支援センターへの相談が増えています。



(5) 障害福祉サービス等

障害福祉サービス等の利用は、平成30年度から令和4年までの5か年で10.7%増加しています。訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、障害児向けサービスのいずれも増加しています。特に、障害児向けサービスの利用が増加しています。



出典：国保連データを基に作成

[訪問系サービス]
 居宅介護 / 重度訪問介護 / 行動援護 / 同行援護 / 重度障害者等包括支援 / 自立生活援助

[日中活動系サービス]
 生活介護 / 自立訓練（機能訓練） / 自立訓練（生活訓練） / 就労移行支援 / 就労継続支援 A 型 / 就労継続支援 B 型 / 就労定着支援 / 療養介護

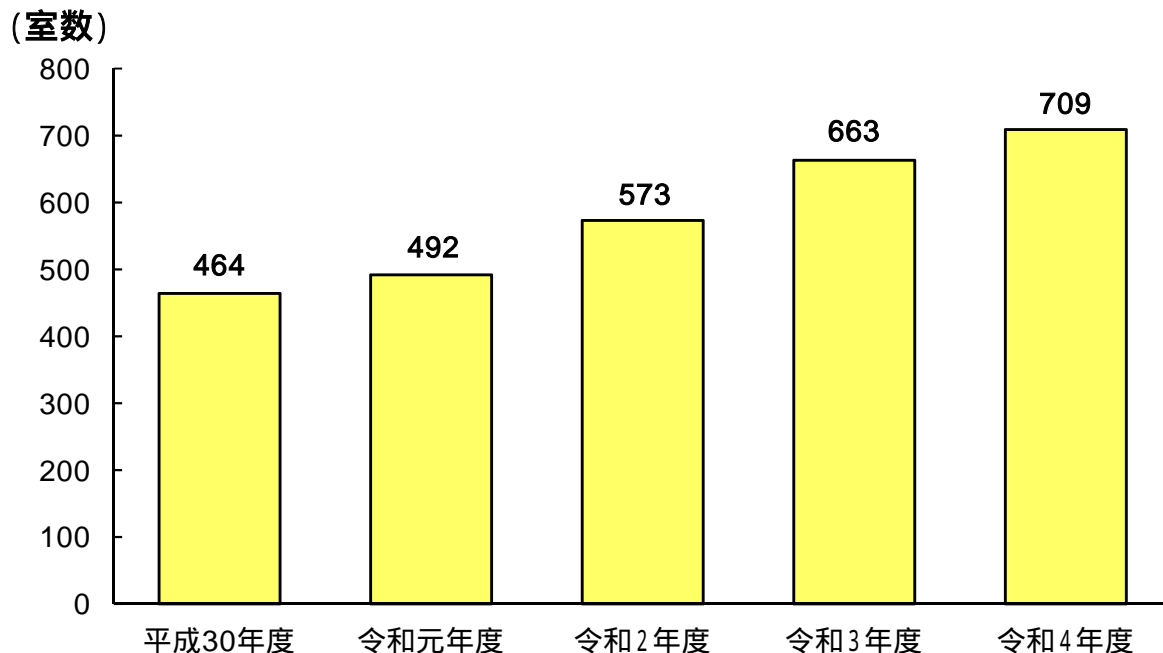
[居住系サービス]
 共同生活援助 / 短期入所 / 施設入所支援

[障害児向けサービス]
 児童発達支援 / 医療型児童発達支援 / 放課後等デイサービス / 保育所等訪問支援 / 居宅訪問型児童発達支援

(6) 区内グループホームの整備状況

平成30年度から令和4年度までの5か年で245室増えています。

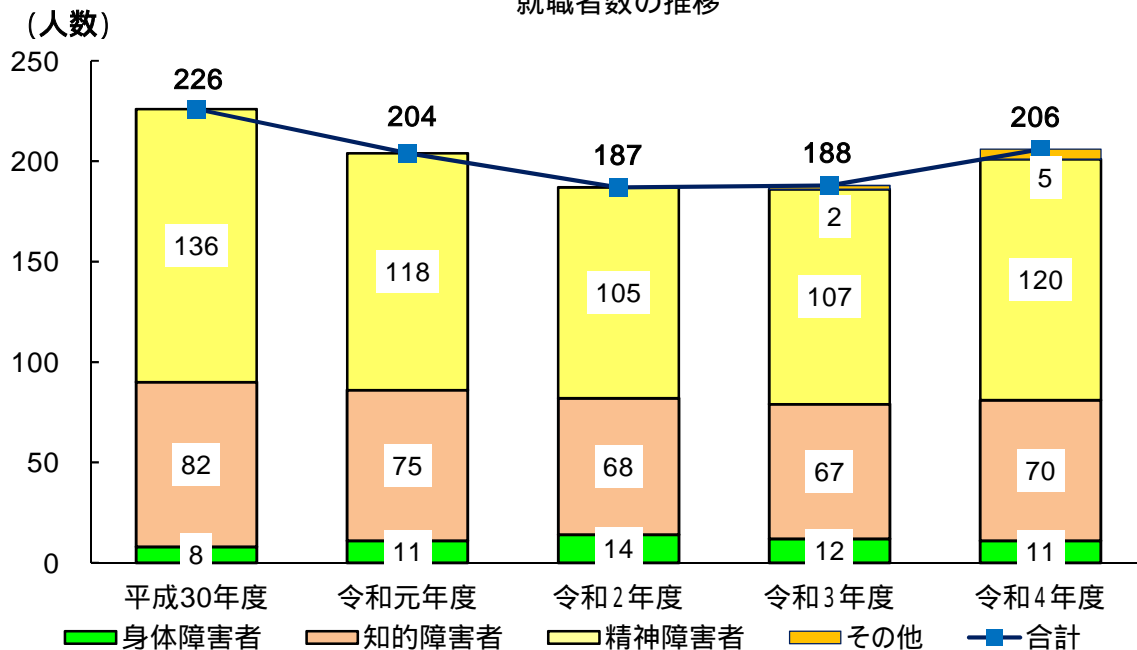
区内グループホームの推移



(7) 就職状況

福祉施設等からの就職者数は減少していましたが、令和2年度を底に再び増加に転じています。

就職者数の推移

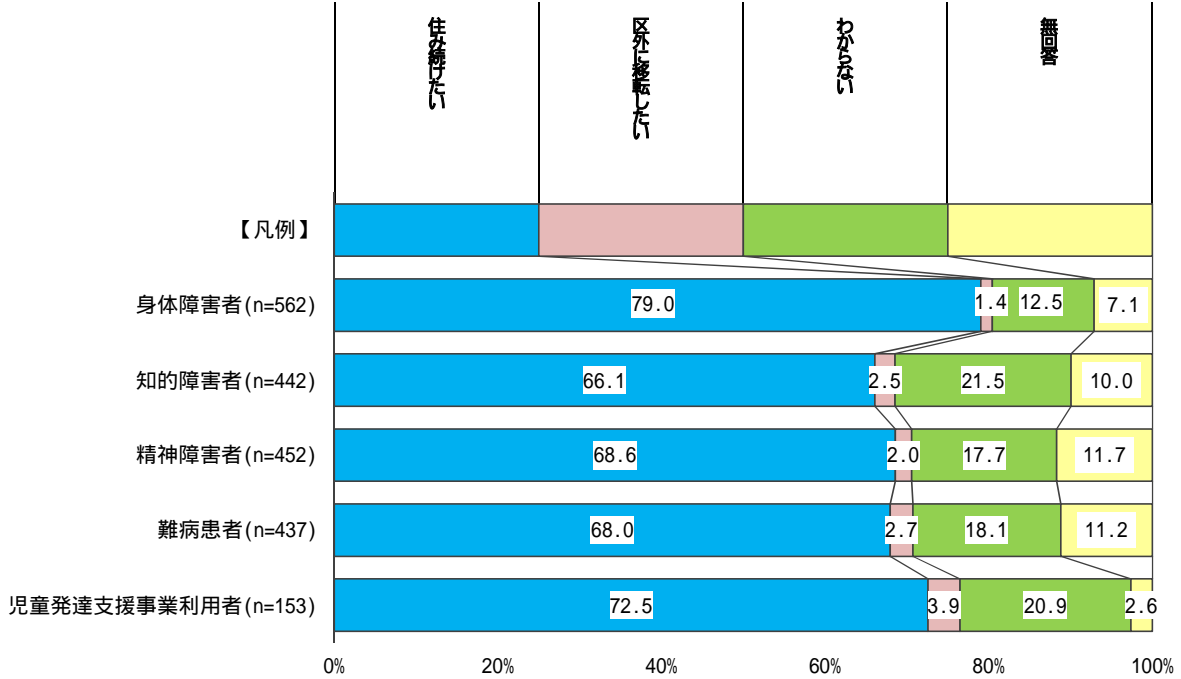


2 障害者の意向（「練馬区障害者基礎調査報告書 令和5年10月」より）

nは、その質問項目の回答者の総数

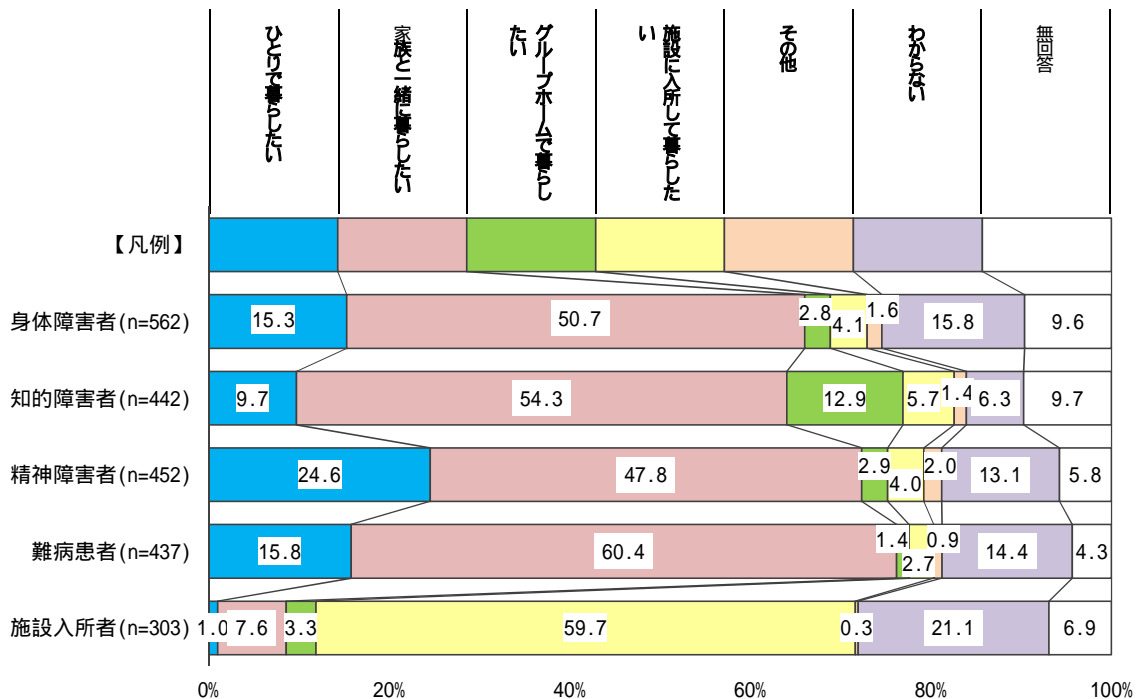
（1）練馬区での定住意向

「今後も練馬区に住み続けたいと思いますか」という質問に対し、「住み続けたい」と回答した人は、身体障害者が79.0%、知的障害者が66.1%、精神障害者が68.6%、難病患者が68.0%、児童発達支援事業利用者が72.5%となっています。



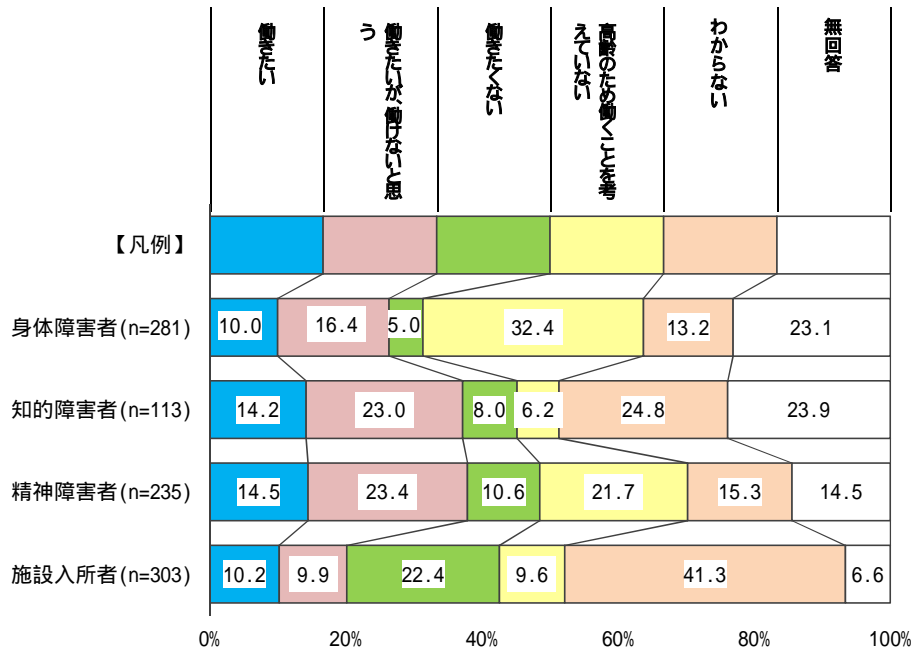
（2）希望する暮らし方（10年後）

身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者で「家族と一緒に暮らしたい」が最も多くなっています。知的障害者では、他の障害者に比べ「グループホームで暮らしたい」が多くなっています。



(3) 就労意向(現在、働いていない方)

現在、働いていない方の約2割～4割に就労意向(「働きたい」「働きたいが働けないと思う」と回答)があります。



(4) 介助・援助者が希望する支援

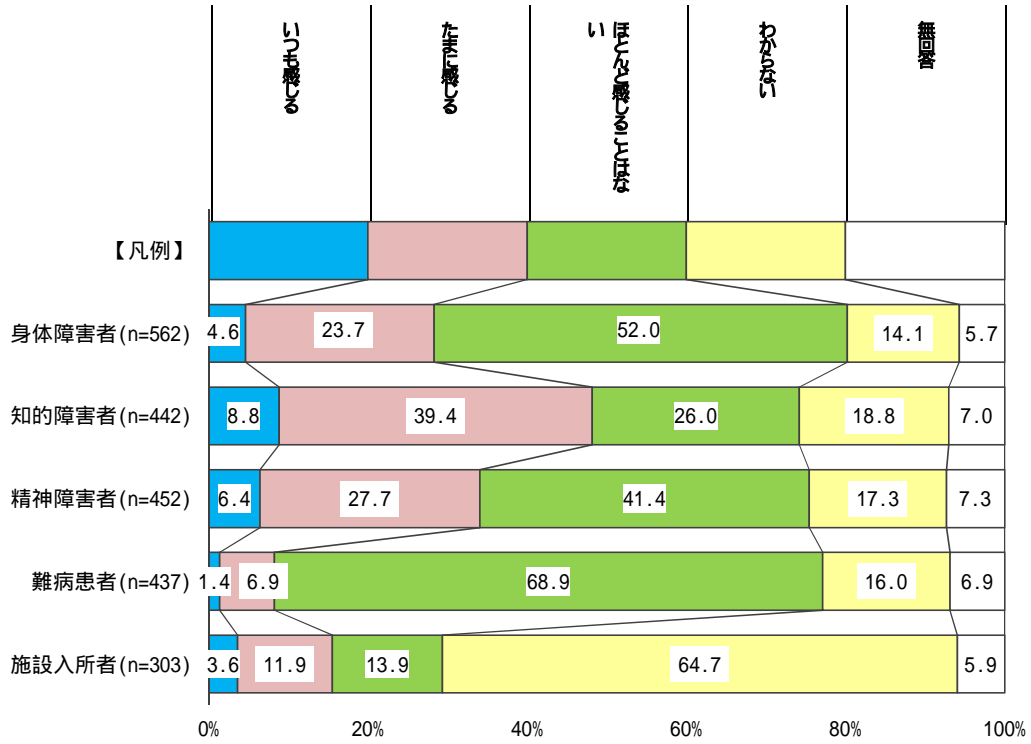
「区からの情報提供を増やす」、「家族等の休養目的のショートステイを充実させる」、「家族等に対する相談体制を充実させる」などが多く挙がっています。

(%)

区	身体障害者 (n=562)	知的障害者 (n=442)	精神障害者 (n=452)	難病患者 (n=437)	児童発達支援事業利用者 (n=153)
区からの情報提供を増やす	17.4(2位)	29.9(3位)	11.7(3位)	12.4(2位)	41.2(1位)
家族等の休養目的のショートステイを充実させる	12.6(3位)	37.6(1位)	6.0	7.3	36.2(2位)
家族等に対する相談体制を充実させる	11.0	31.9(2位)	11.9(2位)	6.4	34.0(3位)
障害特性の理解や、適切な対応をするための知識・方法を学ぶ家族向けプログラムを実施する	8.4	19.0	8.8	8.5(3位)	32.0
家族同士の交流や情報交換の場・機会をつくる	4.4	15.4	5.5	2.3	32.0
その他	2.8	5.9	3.8	2.3	9.2
特になし	12.6(3位)	10.4	7.1	8.2	13.1
無回答	55.7(1位)	25.8	69.0(1位)	68.9(1位)	5.9

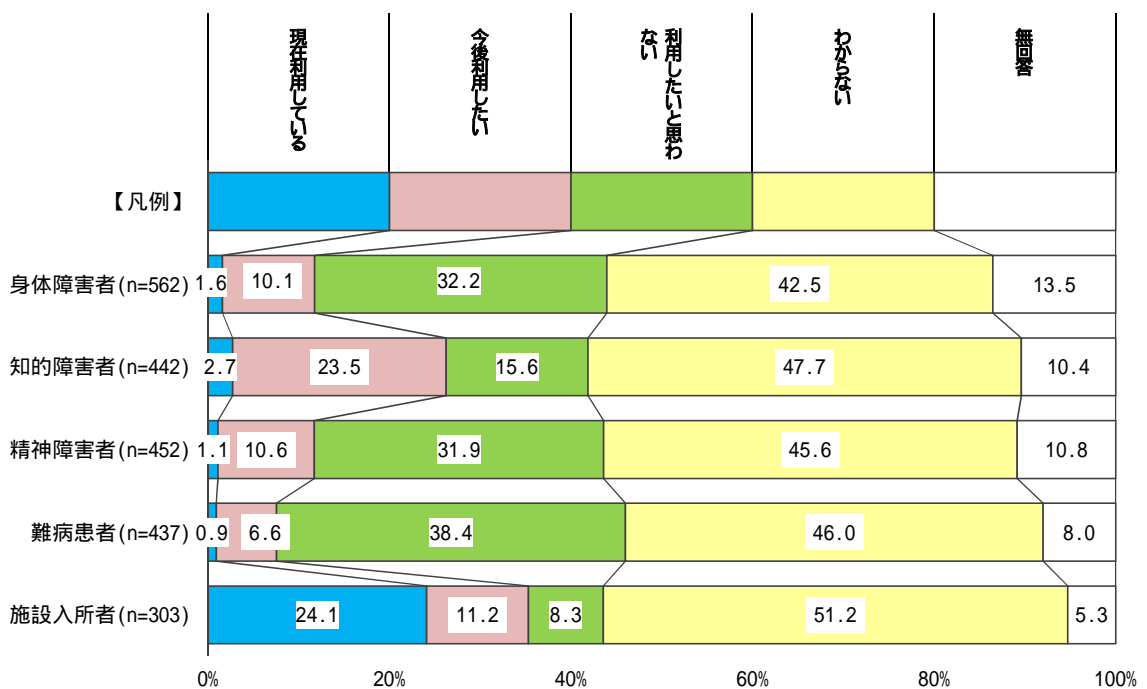
(5) 差別や人権侵害

“差別や人権侵害を受けていると感じる”(「いつも感じる」「たまに感じる」の合計)は、身体障害者が28.3%、知的障害者が48.2%、精神障害者が34.1%、難病患者が8.3%、施設入所者が15.5%となっています。



(6) 成年後見制度の利用意向

“利用意向がある”(「現在利用している」「今後利用したい」の合計)人は、身体障害者では11.7%、知的障害者では26.2%、精神障害者では11.7%、難病患者では7.5%、施設入所者では35.3%となっています。



第2章 基本理念と計画の構成

1 基本理念

障害のある方の一人ひとりの人権を尊重し、どんなに障害が重くとも、地域のなかで自立して暮らし続けることができる共生社会をめざします。

2 計画策定の視点

基本理念の実現のため、「あんしん」「いきがい」「つながり」の3つの視点を横軸とし、さまざまな施策を進めます。

あんしん

だれもが安心して暮らすことができるよう、必要な支援や仕組みを整備します。

いきがい

いきがいをもって暮らし、豊かな生活を送ることを支援します。

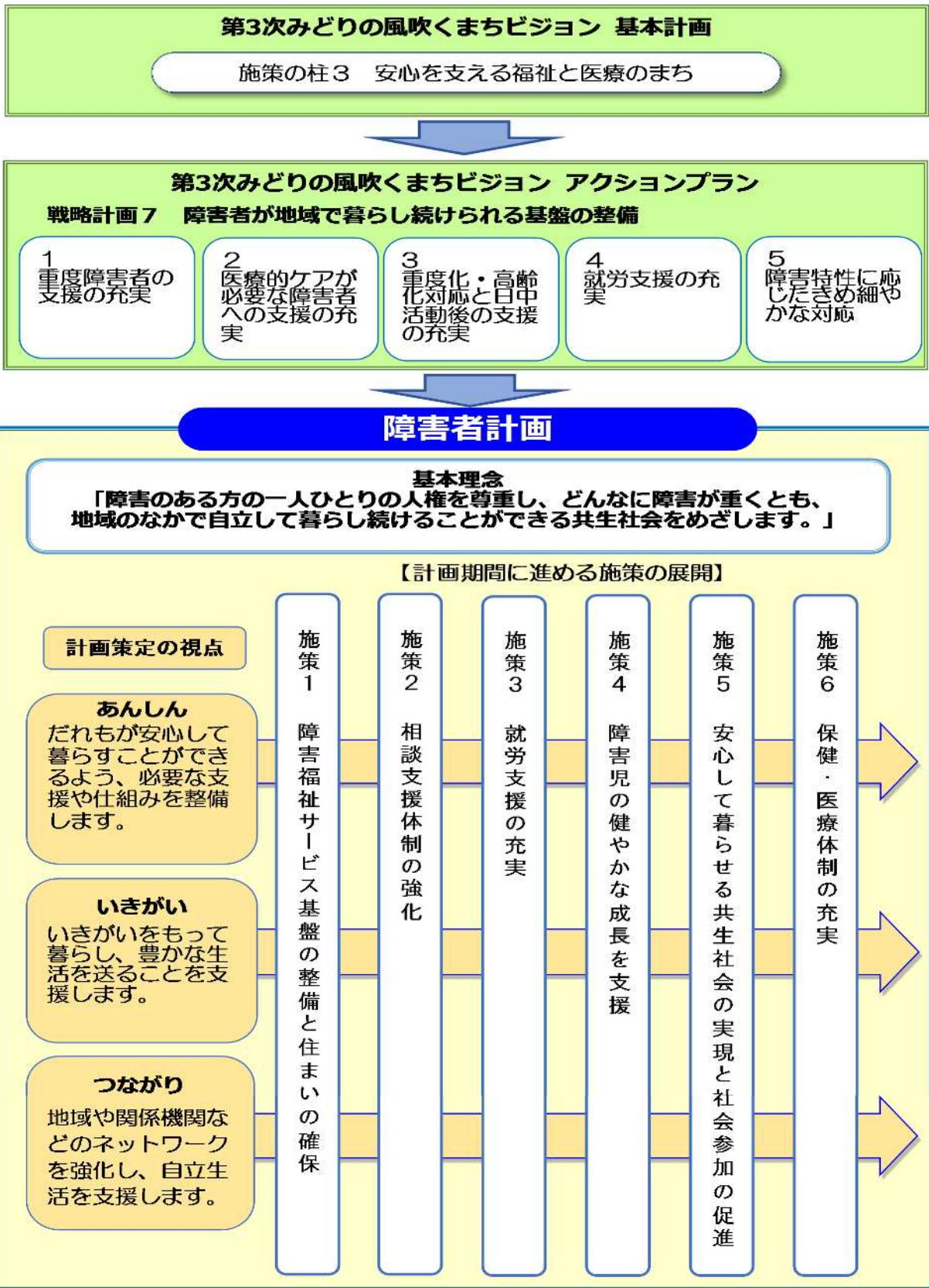
つながり

地域や関係機関などのネットワークを強化し、自立生活を支援します。

「自立」とは

「就労による自立」「日常生活の自立」「社会生活の自立」という形態的なことだけでなく、「障害のある方が、自らまたは支援により意思を表明することで、それぞれが自分の望む生き方を実現することや、その存在が社会を成熟させる力となること」を意味します。

3 施策の体系



第3章 計画期間に進める施策の展開

施策1 障害福祉サービス基盤の整備と住まいの確保

● 現状と課題 ●

障害者基礎調査によると、障害福祉サービス利用者の重度化・高齢化について、「利用者の高齢化が進んでいる」と回答した事業所が49.4%、「利用者の障害の重度化が進んでいる」と回答した事業所が28.2%となっています。障害者の重度化・高齢化、家族の高齢化が進むなか、地域で安心して暮らし続けられるよう、サービス基盤の整備を進めていく必要があります。

医療の進歩により、医療的ケアが必要な障害者も増加しており、住まいや通いの場、ショートステイなどが不足しています。令和3年6月に成立した医療的ケア児支援法の理念を踏まえ、どんなに障害が重くても、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、医療的ケアが必要な障害者への支援の充実が必要です。

障害者の重度化・高齢化、「親亡き後」を見据え、地域生活支援拠点の整備が求められています。平成30年4月に、障害者地域生活支援センターとしらゆり荘・大泉つつじ荘を中心に、民間事業所と連携した「面的整備型」、令和3年2月に、相談や緊急時の受入れ等を一つの拠点で対応する「多機能型」ゆめの園上宿ホームを開設し運営を開始しています。今後、新たな多機能型の施設の整備を含め、更なる体制強化が必要です。また、重度障害者が通所できる日中活動の施設の整備とともに、通所する利用者の高齢化等に対応する必要があります。

福祉施設に入所している障害者や精神科病院の長期入院患者が、退所・退院して地域で生活するため、地域移行支援に取り組んでいます。障害者が孤立することなく地域で暮らし続けられるよう、生活上の悩みや社会参加に関するアドバイスを行うとともに、住まいの確保等、生活をサポートできる体制づくりが求められています。

障害者基礎調査では、6割を超える事業所が、「職員が不足している」と回答しています。障害者や家族の高齢化に伴い、本人の健康面の不安や家族を含めた生活環境の変化など、生活上のニーズは多様化しています。事業所の人材不足や職員のスキル向上は、障害福祉サービスを支える事業所が抱える大きな課題であり、多様化するニーズに適切に対応できるよう、人材確保・人材育成の支援が必要です。

施策の方向性と取組内容

(1) 重度化・高齢化への対応を強化

旧石神井町福祉園用地に、民間事業者が整備・運営する重度障害者グループホームを誘致します。重度障害者グループホームは、ショートステイや相談機能等を付加した多機能型地域生活支援拠点とします。

- 障害者地域生活支援センターとしらゆり荘・大泉つつじ荘等を中心とし、民間事業所と連携した面的整備型の地域生活支援拠点の体制整備を強化します。
- グループホームの体験利用を促進するため、地域生活支援拠点から日中活動場所への送迎手段の確保について検討します。 **新規**

福祉作業所に通所する障害者の重度化・高齢化が進行していることから、通い慣れた施設への通所継続を図るため、民営化する際に生活介護事業を開始します。

障害者が身近な場所でサービスを受けられるよう、区内特別養護老人ホームの空床を利用して、共生型サービスを活用したショートステイ（短期入所）を令和4年3月から開始しました。その運営状況を検証しながら拡大します。



- 障害者が身近な施設で入浴サービスを受けられるよう、生活介護事業所を利用した入浴サービスを実施しています。今後、区立施設の民営化等に合わせ事業の拡大を検討します。

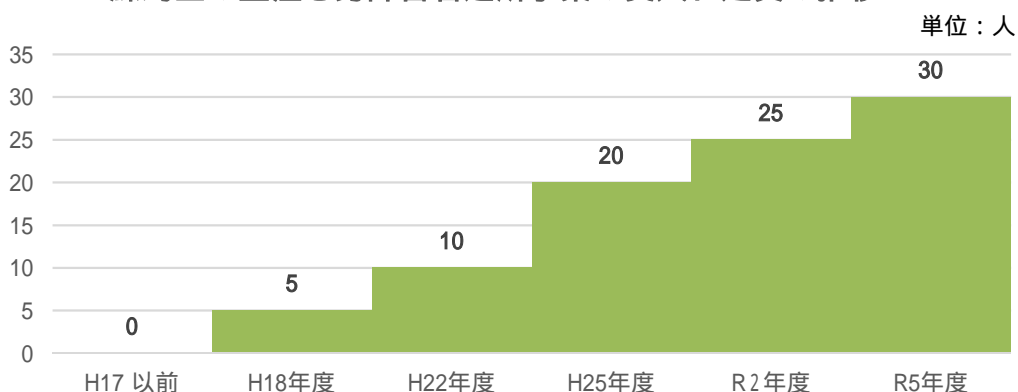
(2) 医療的ケアが必要な障害者（児）支援の充実

医療的ケア児が安心して学校・幼稚園・保育園等に通い続けられるよう、令和5年度に「練馬区立小中学校・保育園・幼稚園・学童クラブにおける医療的ケア児支援方針」を策定し、関係機関の連携により、障害福祉サービスや医療的ケアが一体的に提供される仕組みを充実します。

医療的ケアをしている家族の負担を軽減するため、医療的ケアに対応したショートステイの実施施設を拡大します。

- 福祉園等の障害福祉サービスを実施する施設で、医療的ケアが必要な方の受入れを開始し、重症心身障害者の通所定員を拡大します。 **新規**
- 医療的ケアが必要な障害者やその家族の地域生活を支えるため、新たに取得した三原台二丁目用地を活用し、医療的ケアが必要な方や重度障害者を対象とする日中活動の場、医療的ケアに対応したショートステイの整備など多機能型の施設を誘致します。 **新規**
- 障害児および発達に心配のある児童の保護者が疾病などの理由により一時的に保育が必要となった際に、一時預かり事業を実施し、子どもとその保護者の健康、福祉の増進を図ります。また、医療的ケアが必要な障害児者の受入れに向けた検討を進めます。

練馬区の重症心身障害者通所事業の受入れ定員の推移



(3) 住まいの確保・地域移行の促進・地域生活の継続

民間事業者による重度障害者グループホームの整備を促進し、運営を支援するとともに、中軽度障害者グループホームの整備など住まいの確保に取り組みます。

不動産団体と連携して、入居相談、物件情報提供を行う住まい確保支援事業を実施します。また、情報提供のみでは住まいの確保が困難な方を対象に、世帯状況に応じた支援を居住支援法人に委託する伴走型支援を実施します。

長期入院患者等の地域移行・定着支援のため、医療・福祉等関係団体などに調査を行い、更なる精神障害者への支援を検討し、実施します。

「自立生活援助」事業を実施する事業所の拡充と利用促進を図り、定期的な訪問による生活状況の確認や随時の相談、関係機関との連絡調整により、安定した地域生活が送れるよう支援します。

急病等の緊急事態における単身障害者の不安を解消するため、在宅生活あんしん事業を拡充します。

(4) 障害福祉サービスの質の確保・向上

- 区内の障害福祉サービス事業所に対し、集団指導や事業所訪問等を実施し、適正な運営および支援内容の質の向上を図ります。

令和6年3月に改訂した障害者虐待防止法に関する啓発リーフレットを活用し、周知啓発を行うとともに関係機関のネットワークを強化し、障害者虐待の早期発見・早期対応、再発防止の取組を進めます。

- 安心してグループホームを利用できるよう、グループホームの運営事業者が第三者評価を受審するための費用を補助するとともに、補助を行った事業所に対し、評価の結果を受けた改善に向けた取組の確認や支援の実施を検討します。 **新規**

(5) 障害福祉サービス事業所の人材確保・人材育成

障害者や家族の高齢化に伴い多様化するニーズに適切に対応できる人材の確保・育成を進めるため、練馬福祉人材育成・研修センターでは各分野の専門研修に加え、地域共生社会や介護者支援など、介護サービスと障害福祉サービスの共通課題を学ぶ研修を充実し、職員の対応力の向上を支援します。

- 練馬光が丘病院跡施設において、令和7年度の開設を目指し、介護福祉士養成施設の整備を進めています。卒業生が区内介護サービス事業所に就職し、定着することを支援します。卒業後、区内障害福祉サービス事業所への就職、定着を誘導するため、都の修学資金貸付制度の活用、学生と区内事業所の面接会を行い、マッチングを支援します。入学者確保のため、運営法人が宿舍を借り上げる経費の8分の7（月額上限5万円）を区が補助する宿舍借り上げ支援事業を実施します。また、外国人留学生や高校生向けのPR冊子を作成します。

障害福祉サービス事業所職員が初任者研修、実務者研修を受講し、介護福祉士資格の取得に向けキャリアアップができるよう資格取得費用助成を引き続き実施します。

- 国は、都道府県主導の下で、障害福祉サービス事業所の生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進しています。東京都と連携し、事業所職員の業務負担軽減とハラスメント対策を含めた職員が働きやすく、働き続けることができる職場づくりを支援します。

障害福祉サービス事業者やハローワーク、養成機関等との連携を強化し、就職相談会等の人材確保事業における就業率の更なる向上を図ります。

効率的・効果的な事業所運営、利用者支援ができるよう、ICT（情報通信技術）を活用した業務改善の取組を支援します。

【施策1に記載の用語説明】

- ・「地域生活支援拠点」…地域の障害者に対する相談や緊急時の受入れ・対応等を行う支援拠点。居住支援機能（相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場の提供や地域の体制づくり等）をグループホーム等と一体的に行う「多機能型」と、地域における複数の機関が機能分担する「面的整備型」がある。
- ・「生活介護」…障害者総合支援法に規定する、常に介護を必要とする障害者に対して日中に入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに創作的活動・生産活動の機会を提供する障害福祉サービス
- ・「共生型サービス」…高齢者と障害者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉サービスの両方の制度に位置付けられたサービス
- ・「住まい確保支援事業」…年齢や身体状況などの理由により賃貸住宅物件探しが困難な方を対象に、区が不動産関係団体と連携して、民間賃貸住宅の空き室情報を提供するサービス
- ・「居住支援法人」…改正住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者に対して、賃貸住宅への入居に係る情報提供や相談、見守りなどの生活支援を行う法人
- ・「自立生活援助」…障害者総合支援法に規定する、福祉施設等から単身生活となった障害者へ相談や助言等の支援を行う障害福祉サービス

施策 2 相談支援体制の強化

現状と課題

平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 か年で障害者数は 7.4%増加しており、令和 4 年度末時点で 34,717 人となっています。また、総合福祉事務所、保健相談所、障害者地域生活支援センター、こども発達支援センターに寄せられる相談件数も、令和 4 年度までの 5 か年で 6%増加しています。本人だけではなく、介助・援助する家族からの相談も寄せられており、家族も含めた相談支援の充実が必要です。

障害福祉サービスの利用にあたっては、「サービス等利用計画」の作成が義務付けられています。「一人ひとりに合った対応」や「幅広い情報提供」を望む声も多く、高次脳機能障害や難病など、多様な障害特性に応じた適切なサービスの提供が必要です。区の基幹相談支援センターである障害者地域生活支援センターによる事業所の支援力向上のための取組や、障害者の高齢化に伴う介護保険サービスのケアマネジャー等との連携が必要です。

ひきこもりや 8050 問題など、複合的な課題を抱える世帯に対しては、各分野の関係機関の連携が不可欠です。また、課題を抱えながらも誰にも相談できずに困っている方に対しては、課題の深刻化を防ぐため、早期に把握して適切な支援につなげる取組が必要です。加えて、長期間引きこもり状態にある方等に対しては、社会参加に向けた長期的かつ継続的な支援が求められています。

< 障害者福祉に関する主な相談窓口一覧 >

相談窓口	内容
総合福祉事務所（4 所） 【練馬・光が丘・石神井・大泉】	障害福祉サービスや手帳の申請、生活上の問題についての相談窓口
保健相談所（6 所） 【豊玉、北、光が丘、石神井、大泉、関】	からだやこころの健康に関する相談、子育て相談、精神障害者保健福祉手帳の取得等の相談窓口
障害者地域生活支援センター（4 所） 【豊玉、光が丘、石神井、大泉】	基幹相談支援センターとして、地域の相談支援における中核的役割を担うほか、日常生活における相談や計画相談支援（サービス等利用計画の作成、モニタリングの実施）の相談窓口
こども発達支援センター	0 歳から 18 歳までの児童を対象とした発達相談・医療相談の相談窓口
特定相談支援事業所（43 事業所）	計画相談支援（サービス等利用計画の作成、モニタリングの実施）を行う相談窓口
障害児相談支援事業所（20 事業所）	障害児相談支援（障害児支援利用計画の作成・モニタリングの実施）を行う相談窓口

令和 5 年 4 月 1 日現在の事業所数

施策の方向性と取組内容

(1) 地域における相談支援体制の強化

相談件数の増加に対応できるよう、民間の計画相談支援事業所の増設に取り組みます。

障害者地域生活支援センター(基幹相談支援センター)による事例検討や情報共有を図る連絡会の開催等を通じ、民間事業所の相談支援専門員の質の向上に取り組みます。当事者だけでなく、家族支援も含めた相談支援体制の充実を図ります。

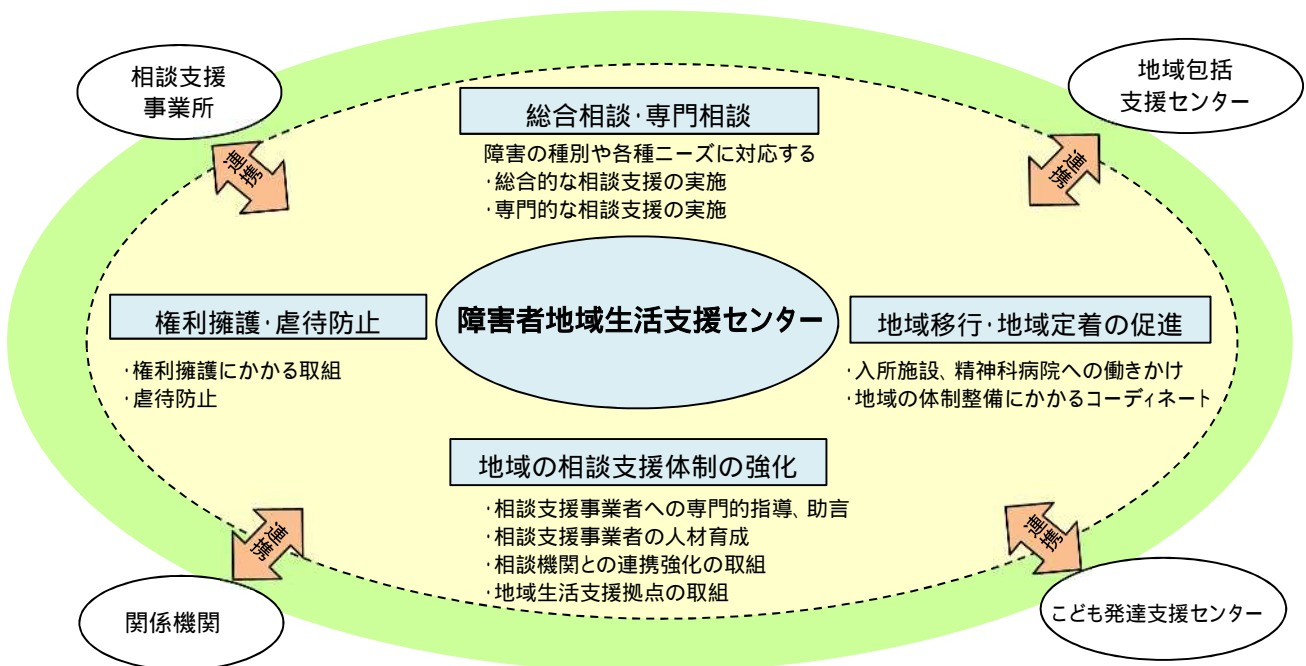
- 多様化・複雑化するニーズに適切に対応できるよう、地域における相談支援の中核機関である障害者地域生活支援センターの相談支援体制の充実・強化について検討します。

(2) 重度化・高齢化への対応を強化

- 障害者地域生活支援センターと大泉つつじ荘・しらゆり荘等を中心とし、民間事業所と連携した面的整備型の地域生活支援拠点の体制整備を強化します。【再掲】

練馬福祉人材育成・研修センターの研修や地域ケア会議での個別ケース検討等を通じて、障害分野と高齢分野の相互理解を深め、障害福祉サービスの相談支援専門員と介護保険サービスのケアマネジャーの関係を強化します。

< 障害者地域生活支援センター(基幹相談支援センター)のイメージ >



(3) 障害特性に応じたきめ細やかな対応

医療的ケア児の家族が身近な地域で相談ができるよう、医療的ケア児等コーディネーターによる相談支援を拡充します。また、ピアピア相談員による相談支援を実施します。

精神疾患の未治療者や治療を中断した精神障害者等を、適切な治療やサービスにつなげられるよう、地域精神保健相談員による訪問支援(アウトリーチ)事業を充実します。

主な相談支援機関の連携を強化するとともに、個別支援会議やネットワーク会議において公認心理師等のスーパーバイザーを活用した支援検討を行うなど、成人期の発達障害者への相談支援の充実を図ります。

SNS等を活用して、当事者や介助・援助者が求める障害福祉サービス等の情報提供を充実します。

(4) 複合的な課題を抱える世帯への支援

福祉・保健相談窓口を調整するコーディネーターを中心に、関係機関と連携し、本人や家族の高齢化、生活の困窮など複合的な課題に同時に直面する世帯への支援や地域との連携を推進します。

子育て、介護、障害、生活困窮など、福祉・保健の各分野の支援機関を対象とした合同研修会の開催により、支援機関の連携強化に取り組みます。

- アウトリーチ型支援を担う地域福祉コーディネーターを増員し、区内4か所のボランティア・地域福祉推進センター(コーナー)に配置します。区民や地域団体から地域で気になる方などの情報を収集し、個別訪問を実施するほか、相談に応じ、適切な支援につなげます。
- 長期間ひきこもり状態にある方等に対し社会参加のきっかけづくりとなるよう、居場所支援を実施します。居場所提供から就労準備・職場定着支援まで行う「あすはステーション」を区西部地域に増設します。

【施策2に記載の用語説明】

- ・「サービス等利用計画」...障害福祉サービスを利用するにあたり作成が必要な計画のこと。計画相談支援事業所が生活状況や本人の意向などから作成し、適切なサービスの利用につなげていく。
- ・「障害者地域生活支援センター(基幹相談支援センター)」...総合的・専門的な相談支援や、地域の民間相談支援事業者への指導・助言などを行う。区では、区内4か所の区立障害者地域生活支援センターを基幹相談支援センターとしている。
- ・「ペアピア相談員」...医療的ケア児を育てた経験のある家族が担う相談員。
- ・「スーパーバイザー」...社会福祉施設等において、ケースの援助のあり方などを、支援者に対して具体的に指導していく人
- ・「発達障害」...自閉症、アスペルガー症候群、学習障害、注意欠如多動性障害等の障害の総称。コミュニケーションに困難性を感じることが多いなどの特徴がある。

地域生活支援拠点とは



- ・障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくり)を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体支える**地域の支援体制**のことです。
- ・施設集約型の体制(**多機能型**地域生活支援拠点)と、地域の事業所や機関を活用する面的な体制(**面的整備型**地域生活支援拠点)があります。



練馬区地域生活支援拠点

障害者サポートネットねりま

～ご家族の「もしも・・・」のときをサポートします～

【障害者サポートネットねりま】ってなに？

この事業は、地域生活支援拠点の緊急時対応として、ご家族の入院やケガ等の「もしも・・・」のときに、障害のある方の支援を速やかに行うためのしくみです。
「もしも・・・」のときに不安がある方は、事前にご相談ください

ご家族のもしものときに・・・スムーズに支援！

お問合せ先

お近くの障害者地域生活支援センターにお電話ください。

- ★きらら(練馬) 電話3557-9222 FAX3557-2090
- ★すてっぷ(光が丘) 電話5997-7858 FAX5997-7857
- ★ういんく(石神井) 電話3997-2181 FAX3997-2182
- ★さくら(大泉) 電話3925-7371 FAX3925-7386

地域生活支援拠点とは
障害者が地域で安心して暮らし続けられるように、地域の支援機関やサービス提供事業所が、障害者相談を通じて連携し、地域全体で障害者の生活を支える体制をつくることを目的として

障害者サポートネットねりま

地域生活支援拠点の緊急時対応と

して、ご家族の入院やケガ等の

「もしも・・・」のときに、障害のある方の支援を速やかに行うためのしくみです。

「もしも・・・」のときに不安がある方は、お近くの障害者地域生活支援センターにご相談ください。

施策3 就労支援の充実

現状と課題

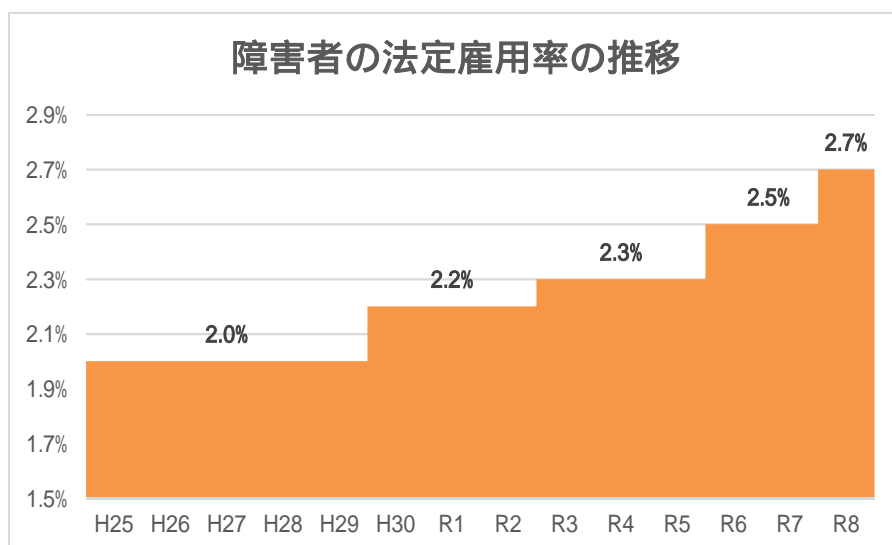
障害者基礎調査によると、非就労者で就労意向のある方(「働きたい」「働きたいが、働けないと思う」と回答)は約3割となっています。就労ニーズは多様化しており、個々の障害特性や健康状態に応じた働き方が求められています。

一般就労では、区内障害者の就労支援機関等からの新規就職者数が、令和3年度から令和4年度まで200人を超えており、特に精神障害者の就職者数は半数以上を占めています。今後も能力や適性に応じた専門的な就労支援の充実が必要です。

障害者の法定雇用率の上昇に伴い、就労する障害者が増加する一方、就労の定着が大きな課題となっています。離職を防止するため、本人や雇用する企業に対する支援を充実することが必要です。

福祉的就労では、区内の就労継続支援B型事業所における令和3年度の工賃平均月額(10,689円)が、国(16,507円)や東京都(15,563円)に比べ低い状況にあります。適性に応じて能力を発揮し、働いた対価を実感できるよう、工賃の向上を引き続き図っていくことが必要です。また、高齢化する通所者の「働き続けたい」という思いに応えることも求められています。

練馬区では大都市東京の都心近くに立地しながら、生活と融合した「生きた農業」が営まれており、練馬ならではの農を活かした取組が求められています。



施策の方向性と取組内容

(1) 一般就労の促進

福祉施設や練馬区障害者就労支援センター(レインボーワーク)等から、年間260人程度が就職できるよう支援します。

重度障害等のある方が就労継続できるよう、介護者が通勤や勤務時間中の支援を行う重度障害者等就労支援事業を実施します。 **新規**

レインボーワーク作成の就労支援マニュアルを充実し、区内の就労支援事業所等で構成する就労支援ネットワークにおいてマニュアルの積極的な活用を図るなど、レインボーワーク等の関係機関のネットワークを強化します。

就労を希望する方に行う職業相談や職業能力評価を活用し、適性や能力、就労生活上の課題を明らかにするなど、レインボーワークにおける個別支援の取組を充実します。

- 就労アセスメントの手法を活用して、障害者一人ひとりの希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援事業の実施について検討します。 **新規**

(2) 就労継続のための支援

障害者が安心して働き続けられるよう、就労と生活の一体的な支援を行う「就労定着支援」事業を充実します。

レインボーワークの体制を強化し、障害者の就労定着を支援する初期集中支援事業を強化します。企業や支援機関との連携を強化し、安定した就労へ結びつけるとともに、就労後は、就職者と雇用者双方が抱える不安や悩みの解消、課題解決や職場環境の調整、障害理解の醸成などを行います。

(3) 福祉的就労の充実

障害者施設において、自主生産品の販路拡大や魅力的な商品開発を後押しするため、経営コンサルタントや商品デザイナーの活用を支援するとともに、電子決済の導入やホームページの作成など、ICT導入の支援を行い、工賃向上を図ります。

- 請負業務を共同で受注する体制を引き続き実施し、受注を増やすことで、工賃の向上と就労意欲の喚起を図ります。

福祉作業所に通所する障害者の重度化・高齢化が進行していることから、通い慣れた施設への通所継続を図るため、民営化する際に生活介護事業を開始します。【再掲】

(4) 農福連携の推進

農業者との連携により、農産物の加工・販売や農作業などを行う農福連携の取組を推進します。

【施策3に記載の用語説明】

- ・「工賃」...福祉施設で働く利用者に、製品販売等の売上から支払われる金銭
- ・「就労選択支援」...本人の希望、就労能力や適性等に合った就労についての選択の支援を行うサービス
- ・「練馬区障害者就労支援センター(レインボーワーク)」...障害者就労支援を行う専門機関。就職支援や職場定着支援、障害者を雇用する企業への支援を行っている。
- ・「就労支援ネットワーク」...レインボーワーク、区内就労移行支援事業所、区内就労継続支援A型およびB型事業所等を構成員とするネットワーク会議。一般就労の促進、福祉的就労の充実のための取組を検討、実施している。
- ・「就労定着支援」...障害者総合支援法に規定する、一般就労した障害者との相談を通じて生活面の課題を把握し、企業や関係機関等との連絡調整や、課題解決に向けて必要となる支援を行うサービス
- ・「農福連携」...担い手の高齢化が進む農業分野と、障害者の働く場の確保を求める福祉分野との連携による取組

ねりいちの紹介



～ねりいちとは～

練馬区内の障害者施設に通う方の手作り品を販売する市場です。『ねり』は練馬、『いち』は市場、1番、逸品、イチオシなど様々な意味が込められています。

パンやスイーツ、個性的な雑貨など、魅力的な製品を年間を通して販売しています。



ねりいちの様子



ねりいちポータル

施策4 障害児の健やかな成長を支援

現状と課題

障害児の発達支援においては、ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援を実現するため、保健・医療・福祉・保育・教育等が連携した支援が重要です。そのためには、相談支援体制や早期療育体制の充実、また、障害の有無に関わらず、子どもたちがともに成長できる環境の整備などが必要です。

「医療的ケア児支援法」の成立に先駆けて、平成27年度に区立の小学校および学童クラブで喀痰吸引の医療的ケア児の受入れを開始し、その後、区立保育園および幼稚園での実施や受入れ人数を拡大してきました。

令和5年10月には、こども発達支援センターに医療的ケア児の相談窓口を開設しました。医療的ケア児等コーディネーターによる専門相談と、23区初となる医療的ケア児を育てた経験のある家族による相談（医療的ケア児ペアピア相談）を実施しています。障害が重くとも、地域で安心して暮らし続けるためには、さらなる支援の充実が必要です。

障害者基礎調査によると、介助・援助するにあたって困っていることでは、「精神的な負担が大きい」が34.0%と、最も多くなっています。また、「介助・援助の方法がわからない」の回答の割合が、障害児の介助者は、成人期の障害者の介助者と比較して多くなっています（児童発達支援事業利用者の介助者：12.4%、他の障害種別の介助者の平均：2.3%）。家族が抱える悩みや不安を受け止め、心身の負担軽減を図りながら子育てを支援する、保護者や兄弟姉妹に寄り添った取組が求められています。

< 家族等支援として区に充実してほしい施策（複数回答） >

（単位：％）

区 分	児童発達支援事業利用者 (n=153)
区からの情報提供を増やす	41.2 (1位)
家族等の休養目的のショートステイを充実させる	36.2 (2位)
家族等に対する相談体制を充実させる	34.0 (3位)
障害特性の理解や、適切な対応をするための知識・方法を学ぶ家族向けプログラムを実施する	32.0
家族同士の交流や情報交換の場・機会をつくる	32.0

（令和5年度障害者基礎調査報告書）

施策の方向性と取組内容

(1) 早期発見・早期療育の充実

- こども発達支援センターの受付から相談までの待機期間を短縮するとともに、保健相談所等と連携し、きめ細やかな相談支援や通所訓練などの取組を推進します。

こども発達支援センターの心理士等が、スーパーバイザーとして地域の障害児通所支援事業所等に対する専門的支援や助言を行うなど、センターの相談支援体制を拡充します。 **新規**

- 保健・福祉・教育等の関係機関で構成される障害児発達支援連携会議を定期的開催し、発達に課題を抱える子どもの地域生活を支援する体制を構築します。

(2) 重度障害児への支援の充実

医療的ケア児の家族が身近な地域で相談ができるよう、医療的ケア児等コーディネーターによる相談支援を拡充します。また、ペアピア相談員による相談支援を実施します。【再掲】

- 医療的ケア児の支援体制を検討する医療的ケア児等支援連携会議に、学校での課題等の検討を行う(仮称)教育・子育て部会および医療的ケア児等コーディネーターの相談事例を検討する部会を新たに設置し、医療的ケア児等の支援体制を充実します。

新規

医療的ケアをしている家族の負担を軽減するため、医療的ケアに対応したショートステイの実施施設を拡大します。【再掲】

- 医療的ケアが必要な重症心身障害児を受け入れる放課後等デイサービス事業所を拡充します。

(3) 教育と福祉の連携

- 区の特別支援教育に係る方針を策定し、多様化するニーズへの対応や教育内容の向上等、特別支援教育の充実に必要な具体的な取組を検討します。

医療的ケア児が安心して学校・幼稚園・保育園等に通い続けられるよう、令和5年度に「練馬区立小中学校・保育園・幼稚園・学童クラブにおける医療的ケア児支援方針」を策定し、関係機関の連携により、障害福祉サービスや医療的ケアが一体的に提供される仕組みを充実します。【再掲】

障害児が地域の学校で安心して学べるよう、障害者団体による小中学校への訪問授業の実施やユニバーサルデザイン体験教室の中学校への拡大、副籍制度の充実により、児童生徒や教職員の障害理解を促進します。

(4) 家族への支援

- 障害児および発達に心配のある子どもの保護者が疾病などの理由により一時的に保育が必要となった際に、一時預かり事業を実施し、子どもとその保護者の健康、福祉の増進を図ります。また、医療的ケアが必要な障害児者の受入れに向けた検討を進めます。【再掲】

障害児が兄弟姉妹にいる児童を対象に、障害理解のための講座や子どもたち同士の交流を目的としたレクリエーション活動を実施します。レクリエーション活動を通して児童の不安解消の促進と支援に取り組みます。 **新規**

発達に課題を抱える子どもの保護者や養育者を対象に、子育てに関する講座(ペアレントトレーニング)を実施します。講座に参加した保護者や養育者を対象にフォローアップ講座を開催し、継続的に子育ての支援を実施します。 **新規**

発達障害児(者)を育てた経験のある、同じ親の立場から支援を行っているペアレントメンターとともに、相談や交流、障害理解の啓発などの家族支援事業を充実します。

【施策4に記載の用語説明】

- ・「特別支援教室」…通常の学級での集団学習だけでは学校生活に適応が難しい児童生徒が、在籍学級から校内に設置された特別支援教室へ移動し、各学校を巡回する専任の教員から特性に応じた必要な指導を受ける制度
- ・「放課後等デイサービス」…児童福祉法に規定する、療育を行う必要があると認められた就学児を対象に放課後や夏休み期間等に生活能力向上のための訓練や社会との交流の機会を提供するサービス
- ・「ユニバーサルデザイン」…障害の有無、年齢、性別、言語等に関わらず、多様な人々が利用しやすいように、都市や生活環境をデザインする考え方
- ・「副籍制度」…都立特別支援学校に在籍する児童生徒が、居住する地域の小中学校に副次的な籍をもち、学校行事等における交流や学習活動への参加、学校だよりの交換等を通じて、地域とのつながりの維持・継続を図る制度
- ・「ペアレントトレーニング」…知的障害や発達障害等の子どもの家族を対象に子どもの行動に対し適切に対応するための知識を習得するプログラム
- ・「ペアレントメンター」…発達障害やその可能性のある子どもの子育て等に悩む親に対してサポートを行う発達障害児(者)の養育経験がある同じ立場の親のこと。ペアレントメンターは、相談や情報提供、適切な機関へつなぐなど、「同じ立場の親による親支援」を行う。

医療的ケア児等の支援



○ 医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な子どものことです。在宅で生活する全国の医療的ケア児は、約20,000人と推計されています。

○ 医療的ケアが必要なお子さんが地域で安心して暮らすために、福祉、医療、保健、子育て、保育、教育などの複数の部署に関する情報をまとめた「**医療的ケアのあるお子さんのための支援のしおり**」を令和5年11月に作成しました。

このしおりは、医療的ケアが必要なお子さんが相談や支援につながりやすくなるように窓口の案内をまとめています。



東京都の医療的ケア児支援センター

- 令和4年9月1日に開所しました。東京都23区在住の方は東京都立大塚病院内です。

東京都福祉局のホームページから、ダウンロードできます！

施策5 安心して暮らせる共生社会の実現と社会参加の促進

● 現状と課題 ●

障害への理解と障害者差別解消法の普及・啓発、合理的配慮の提供などの取組を推進してきました。障害者基礎調査によると、「差別を受けていると感じたことがある」と回答した方が26.9%となっています。障害者差別解消法の改正により、令和6年4月から事業者についても障害者への合理的配慮の提供が義務化されます。あらゆる場面で障害者の権利が守られるよう、権利擁護の取組を推進していく必要があります。

聴覚障害や視覚障害など、個々の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を充実することにより、共生社会の実現を目指す「練馬区障害者の意思疎通の促進と手話言語の普及に関する条例」を令和4年6月に制定しました。障害特性に応じた情報提供やコミュニケーション支援、社会参加を後押しする支援者の育成などが必要です。

- 近年、全国で発生している自然災害などにより、災害に対する懸念や不安の声が増えています。区では、災害に備えて、民生・児童委員や防災会の方々との安否確認訪問訓練などに取り組んでいます。災害時においても、障害者が安心して生活を送るために、実効性のある支援体制の構築が必要です。

障害者が安心して自由に外出するために、駅や建築物等のバリアフリー化を着実に進めています。ハード面の整備に加えて、ICT（情報通信技術）なども活用した情報のバリアフリー化やユニバーサルデザインの促進など、安心して暮らせるまちづくりが求められています。

- 区では、福祉園や福祉作業所等の日中活動後の過ごし方について、移動支援を活用して買い物や散歩をしたり、地域生活支援センターで仲間と一緒に過ごすなど、希望する余暇活動ができるよう支援を行っています。就労をしながら障害者を支える家庭も増加していることから、日中活動後の支援を更に充実することが必要です。

区では、子どもや高齢者、障害のある方、外国人など、様々な人がともに暮らせる地域社会を実現するために、文化やスポーツを楽しみながら、お互いに交流し、理解を深めることができる、イベントを開催しています。福祉施設においても、さまざまな機会を通じて地域住民との交流を広げています。誰もが個性や能力を発揮し、地域の一員として生き生きとした生活を送るために、文化、スポーツ活動、学び続ける機会など、多様な社会参加の場が必要です。

● 施策の方向性と取組内容 ●

(1) 権利擁護の推進

障害者差別に関する相談について、適切に窓口につながるよう、障害当事者および事業者向けのリーフレットを作成するとともに、民間事業者への出張講座を拡充し、改正障害者差別解消法の理解を深める取組を推進します。

障害者差別解消支援地域協議会などを通じて課題を整理し、障害者福祉に関わる地域団体や事業者との協働で、障害理解の促進を図ります。

練馬区社会福祉協議会の権利擁護センター「ほっとサポートねりま」を成年後見制度利用促進のための中核機関として、国の成年後見制度利用促進計画を踏まえ、申立て費用や報酬を助成する事業の充実について検討します。

- 権利擁護センターに終活相談窓口を設置し、把握したニーズや課題の分析を行い、身寄りのない障害者等へのサービスの充実に取り組みます。また、後見人候補者の選択肢を増やし適切な後見人が選任されるよう、法人後見を実施する団体への人的・財政的支援を充実します。 **新規**

令和6年3月に改訂した障害者虐待防止法に関する啓発リーフレットを活用し、周知啓発を行うとともに関係機関のネットワークを強化し、障害者虐待の早期発見・早期対応、再発防止の取組を進めます。【再掲】

(2) 安全・安心を支えるまちづくり

避難行動要支援者が「どこへ」「だれと」避難するかを明確にする個別避難計画の作成を進めるとともに、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用した、より実効性の高い訓練を実施します。また、福祉避難所の拡充に取り組み、障害者など配慮を要する方の福祉避難所への直接避難を検討します。

災害時等の停電時にあっても、人工呼吸器等の利用を継続できるよう、日常生活用具の給付対象品目に蓄電池等を追加します。 **新規**

外出時や災害時等に手助けを求めるツールである「ヘルプカード」「ヘルプマーク」について、様々な機会を捉えて普及啓発に取り組みます。

転落を防ぐためのホームドアの設置等、駅のバリアフリー化を促進するとともに、主要な公共施設と最寄り駅を結ぶアクセスルートの整備に取り組みます。

店舗、診療所、共同住宅の共用部について、スロープや手すりの設置などの改修に必要な費用の一部を助成し、既存建築物のバリアフリー化を促進します。また、施工事業者の育成および情報提供を行うとともに、バリアフリー法に基づく認定制度の周知等を充実します。

年齢、性別、障害の有無や国籍などの違いに関わりなく、多様な人たちが共に地域で活躍できるようにするため、多様な人が社会参加する上でのバリアを理解しユニバーサルデザインについて継続的に学ぶ講座を新設します。また、小中学校でのユニバーサルデザイン体験教室の実施数を増やすなど、ユニバーサル社会を実現するための取組を推進していきます。

練馬区バリアフリーマップの情報発信にあたり、技術の進展を踏まえた使いやすい情報の提供や掲載施設の拡充に取り組みます。

(3) 障害者の意思疎通の促進と手話言語の普及

- ICT を活用した相談窓口の充実や遠隔手話通訳の設置場所の拡大、障害者とのコミュニケーションガイドブックを活用したコミュニケーションサポーターの養成研修の実施等、障害者の意思疎通支援を充実します。

「練馬区障害者の意思疎通の促進と手話言語の普及に関する条例」を紹介する動画の作成や、手話言語に関するイベントの開催等、当事者団体等との協働により、手話言語の普及に取り組みます。 **新規**

- 平成 25 年度から中村橋福祉ケアセンターで高次脳機能障害や中途障害者等を対象とした居場所提供の事業を実施しています。令和 5 年度に開始した、失語症者向け意思疎通支援者の派遣事業の実績を踏まえ、失語症者向け（仮称）「会話サロン」の実施について検討します。 **新規**

(4) 障害者等の社会参加を支援

- 障害者地域生活支援センターで実施している居場所事業などの事業について、SNS を活用した情報発信の充実に取り組みます。

- 家族の介護負担の軽減や就労等を支援するため、区立福祉園等や民間事業所において、所定の利用時間後に、施設を活用した居場所の提供について検討します。

新規

- 移動支援の利便性を向上させることにより、日中活動後の余暇活動等における活用を促進します。

区立図書館において、点字、拡大図書および音声読み上げ対応等の電子書籍など、円滑な利用に向けたサービスの拡充に取り組みます。

区民、地域団体、関係機関との協働で、身近な場所での障害者スポーツ教室の実施や個々の障害状況に応じた学びの機会を充実します。また、障害者文化芸術活動推進法の基本理念を踏まえ、区内の大学や文化施設と連携するなど、文化・芸術活動の振興に取り組みます。

2025年に東京で開催されるデフリンピックの広報への協力や主催団体と連携し機運を醸成する取組について検討します。

新規

相互理解と共生の地域社会づくりを推進するため、誰もが参加できる文化やスポーツイベントの開催を通して、地域住民との交流を一層進め、お互いの理解を深めます。

【施策5に記載の用語説明】

- ・「合理的配慮」…障害のある人が、生活を送る上で社会の中にあるバリアを取り除くために必要な手助けを求めたとき、行政機関や会社、お店などが、負担が重すぎない範囲で対応すること。
- ・「成年後見制度」…障害・高齢などの理由で判断能力が不十分な方のために、本人の意思決定を支援し、生活や財産などの権利を守る制度
- ・「権利擁護センター「ほっとサポートねりま」」…判断能力が十分でない障害者や高齢者などが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、成年後見制度の周知や普及、相談活動を行う機関
- ・「避難行動要支援者名簿」…災害対策基本法に基づき、大地震などの災害が起こったときに自力で避難することが難しく、支援を必要とする方々(避難行動要支援者)を、あらかじめ登録しておく名簿
- ・「バリアフリー法に基づく認定制度」…病院、店舗などについて、より高い水準のバリアフリー整備誘導基準に適合し、区長の認定を受けたものは、認定建築物であることのPRや容積率の緩和等を利用できる制度
- ・「遠隔手話通訳」…タブレット端末等を利用して、職員と来庁者の会話を手話オペレーターが通訳して必要な手続きを進める。
- ・「障害者とのコミュニケーションガイドブック」…電車やお店、まちなかなど、暮らしの中での障害者とのコミュニケーション方法の具体例を紹介
- ・「コミュニケーションサポーター」…まちなかで困っている障害者に対して積極的に手助けできる人のこと
- ・「高次脳機能障害」…事故や病気等で脳が損傷を受けたことによる後遺症で、記憶・注意・思考・行為・空間認知などの脳機能の一部に障害が起きた状態
- ・「失語症」…事故や病気等で脳を損傷したことにより「聞く」「話す」「読む」「書く」等が不自由になること

- ・「失語症者向け意思疎通支援者」...失語症を理解し、会話や外出、各種手続きなどの場面で必要な意思疎通を支援する者が実施する研修を修了した人
- ・「移動支援」...障害者総合支援法に基づく、屋外での移動が困難な障害者等に対する外出のための支援
- ・「デフリンピック」...聴覚障害者の国際スポーツ競技大会。国際ろう者スポーツ委員会(CISS)が主催するもの。夏冬とも4年に1度開催される。

障害者の意思疎通の促進と手話言語の普及に関する条例

障害のある方の自立した地域生活を実現するためには、聴覚障害や視覚障害など、特性に応じた多様なコミュニケーション手段を充実することが求められています。

「練馬区障害者の意思疎通の促進と手話言語の普及に関する条例」は、一人ひとりの特性に応じた、手話言語を含むさまざまなコミュニケーション手段を充実し、障害の有無にかかわらず、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現を目指しています。



～条例のポイント～

障害者一人ひとりの特性に応じた、手話言語を含むさまざまな意思疎通手段を対象としていることが特徴です。

手話や要約筆記、点字、図、写真などに加え、スマートフォンなどの情報支援機器を活用し、コミュニケーションの幅を広げる支援を行います。

手話は、手指や体の動き、顔の表情などを組み合わせ合わせた、ろう者にとって大切な「言語」であることを広めます。

地域やお店などで障害者とのコミュニケーションが円滑になるよう、区民や事業者と協働で取組を進めます。



コミュニケーション
ガイドブック

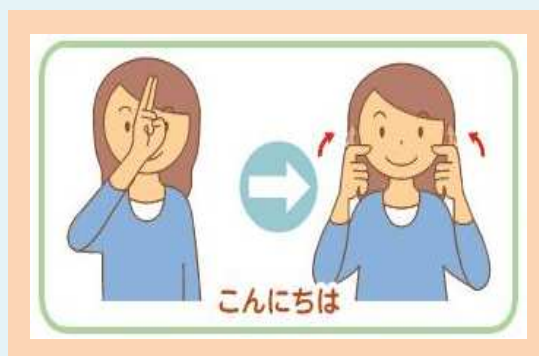


～手話はろう者の独自の言語です～

手話は手、指や体の動き、表情を使って表現する独自の言語です。

聴覚に障害のある方のうち、手話を使って日常生活や社会生活を営む「ろう者」は、主なコミュニケーション手段として手話を使っています。

聴覚障害のある方は、見た目では障害があることが分からないため、生活の中でコミュニケーションが難しいと感じる場面もあります。手話言語は大切な言語であることの理解を広めることで、聴覚障害のある方の社会参加を進めます。



施策6 保健・医療体制の充実

現状と課題

精神疾患患者は年々増加しており、平成30年度から令和4年度までの5か年に、区内の自立支援医療(精神通院)利用者数は約1.2倍(令和5年3月末15,640人)、精神障害者保健福祉手帳所持者数は約1.3倍(令和5年3月末9,124人)となっています。一方、未治療や治療を中断してしまう人がおり、その支援が求められています。

精神科病院に入院している患者の6割超は、1年以上の長期入院をしています。退院した方の約3割が半年以内に再入院しているというデータもあります。症状が安定した患者の退院を促進し、地域で安心して生活が送れるよう、保健、医療、福祉、介護、就労等の関係者が連携して在宅生活の支援に取り組むなど、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を更に進める必要があります。(40ページ参照)

- 精神的な課題に加え、ひきこもりや8050問題など複合的な課題を抱える世帯が増加しています。事態が深刻化する前に早期に発見し、地域で支えていく仕組みづくりが必要です。

高齢化の進行に伴い、精神身体合併症(精神疾患と身体疾患の両方に患っている状況)を伴うケースの増加が見込まれます。一方、精神身体合併症の方は、身体疾患の治療後の対応の不安から一般医療の医療機関に円滑に受け入れられない場合があります。

難病については、障害福祉サービスの対象となったことや医療費助成制度の変更、対象者の拡大といった制度改正が行われてきました。一人ひとりの症状に合ったサービスや制度が利用されるよう、患者や家族への周知を強化するとともに、患者の不安を軽減する支援が必要です。

訪問診療や訪問看護などを受けながら地域で暮らす医療的ケアが必要な障害者(児)が増えています。医療的ケアが必要な障害者(児)とその家族が安心して豊かな生活を送ることができるよう、家庭環境等を十分に踏まえた支援や関連各分野が共通の理解に基づき総合的な支援体制を構築することが重要です。

施策の方向性と取組内容

(1) 訪問支援体制の強化

精神疾患の未治療者や治療を中断した精神障害者等を、適切な治療やサービスにつなげられるよう、地域精神保健相談員による訪問支援(アウトリーチ)事業を充実します。【再掲】

精神科病院の入院患者のうち、家族等がない区長同意による医療保護入院患者を中心に、本人の希望のもと、入院患者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う入院者訪問支援事業の実施について検討します。 **新規**

(2) 複合的な課題への対応

- アウトリーチ型支援を担う地域福祉コーディネーターを増員し、区内4か所のボランティア・地域福祉推進センター(コーナー)に配置します。区民や地域団体から地域で気になる方などの情報を収集し、個別訪問を実施するほか、相談に応じ、適切な支援につなげます。【再掲】
- 長期間ひきこもり状態にある方等に対し、社会参加のきっかけづくりとなるよう、居場所支援を実施します。居場所提供から就労準備・職場定着支援まで行う「あすはステーション」を区西部地域に増設します。【再掲】

(3) 地域移行の促進

長期入院患者等の地域移行・定着支援のため、医療・福祉等関係団体などに調査を行い、更なる精神障害者への支援を検討し、実施します。【再掲】

- 安心してグループホームを利用できるよう、グループホームの運営事業者が第三者評価を受審するための費用を補助するとともに、補助を行った事業所に対し、評価の結果を受けた改善に向けた取組の確認や支援の実施を検討します。【再掲】 **新規**

不動産団体と連携して、入居相談、物件情報提供を行う住まい確保支援事業を実施します。また、情報提供のみでは住まいの確保が困難な方を対象に、世帯状況に応じた支援を居住支援法人に委託する伴走型支援を実施します。【再掲】

- ピアサポーターの活用の方向性を整理し、支援対象者を孤立させない体制について検討を進めます。

- 保健・医療・福祉・民間事業所等、精神分野での関係者会議を開催し、多職種での支援を検討し実施します。

(4) 医療体制の確保と各医療機関の連携強化

身体合併症を伴う精神疾患患者が適切な治療を受けられるよう、受入れ可能な医療機関の確保と情報提供に努めるとともに、精神科医療と一般医療との連携を強化します。

障害のある方が身近な地域で受診しやすいよう、医療関係者向けの研修を実施するなど、障害特性についての理解啓発を進めます。

(5) 難病患者の支援

難病に関する正確な知識の普及と難病患者の不安を軽減するため、講演会を開催するとともに、支援者向けに研修を行います。

区報やホームページ等を活用して、難病医療費助成制度や相談窓口、患者・家族の交流会等の周知を図ります。

- 患者や家族へのアプローチとして、区と東京都難病相談支援センターなどとの意見交換、情報共有の方法やしきみについて検討します。 **新規**

(6) 医療的ケアを必要とする方への支援

医療的ケア児の家族が身近な地域で相談ができるよう、医療的ケア児等コーディネーターによる相談支援を拡充します。また、ペアピア相談員による相談支援を実施します。【再掲】

医療的ケアをしている家族の負担を軽減するため、医療的ケアに対応したショートステイの実施施設を拡大します。【再掲】

(7) 感染症に係る対策

感染予防物資の備蓄や職員の相互派遣体制の継続など、感染症対策の取組を進めます。

【施策6に記載の用語説明】

- ・「8050問題」…80歳代の親が50歳代の子どもの生活を支えるという問題。背景に子どものひきこもりや精神疾患を抱えている場合がある。

- ・「措置入院」...精神疾患があり自傷他害のおそれがある場合で、知事の診察命令による2人以上の精神保健指定医の診察の結果が一致して入院が必要と認められたとき、知事の決定によって行われる入院
- ・「医療保護入院」...入院を必要とする精神疾患があり自傷他害のおそれはないが任意入院を行うことが困難な場合に行われる入院。

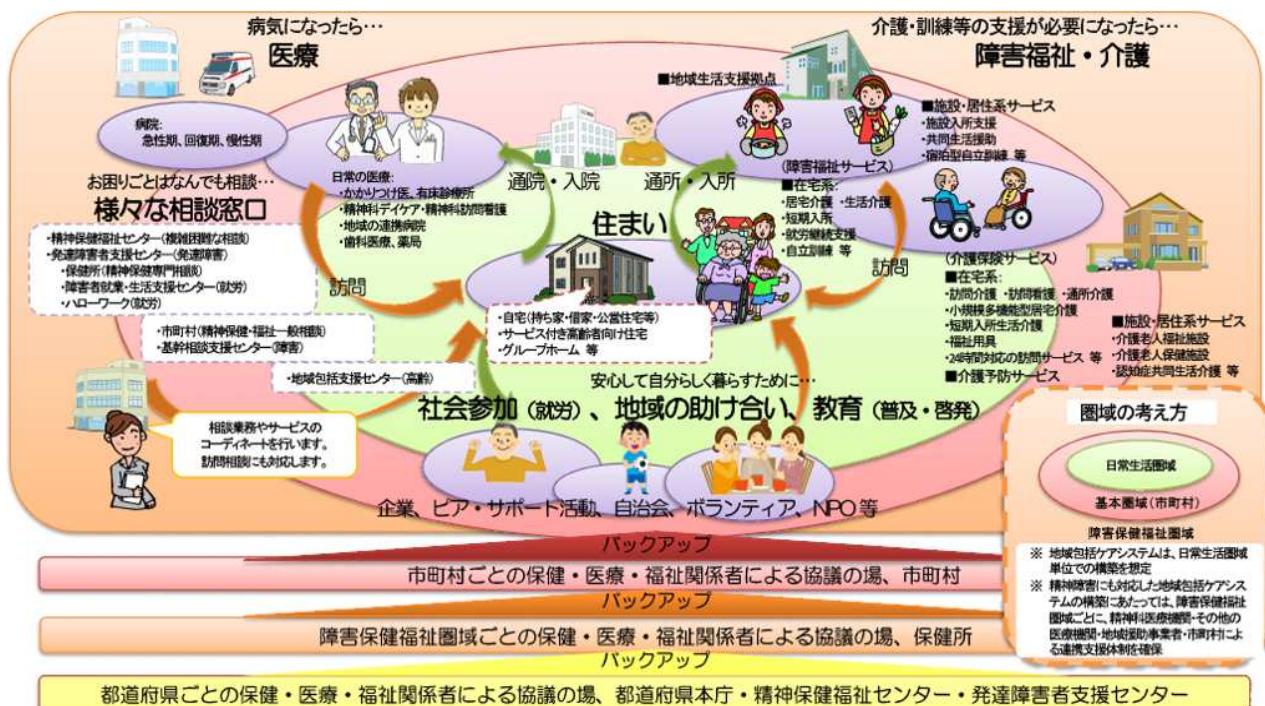
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムとは、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加、就労、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムのことを指します。

区では、令和元年度から、地域の障害保健福祉関係者等で構成する練馬区障害者地域自立支援協議会の専門部会（地域包括ケアシステム・地域移行部会）を協議の場として位置づけ、アウトリーチ支援やピアカウンセリング等の相談支援、区内精神科病院等との連携、グループホーム等の住まい支援など、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めています。

長期入院患者の地域移行、地域定着支援のため、医療・福祉等関係団体などに調査を行い、その調査結果等を踏まえ、精神障害者への支援を検討し、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進します。

< 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ） >



出典：厚生労働省資料

第4章 主な実施事業

令和5年度末見込みで未実施・未整備の事業は、「 - 」で示しています。

【施策1】 障害福祉サービス基盤の整備と住まいの確保

番号	事業名	令和5年度末見込み	令和8年度目標
重度化・高齢化への対応を強化			
1-(1)	「多機能型」の地域生活支援拠点の整備	・設計 ・事業者と運営等に関する協議	多機能型地域生活支援拠点（計2か所）
	「面的整備型」の地域生活支援拠点の運用体制の充実	充実	充実
	地域生活支援拠点から日中活動場所への送迎手段の確保	-	検討
	福祉作業所における生活介護事業の開始	1か所	3か所
	共生型サービス（介護サービスとの連携）の拡大	共生型短期入所、共生型生活介護開設（各1事業所）	充実
	生活介護事業所等における入浴サービスの拡大	実施（2事業所）	拡大
医療的ケアが必要な障害者（児）支援の充実			
1-(2)	学校等における医療的ケア児の支援方針の策定	新方針の策定	実施
	医療的ケアに対応したショートステイを拡大	実施（1事業所）	拡大

番号	事業名	令和5年度末見込み	令和8年度目標
1-(2)	福祉園等における重症心身障害者の通所定員拡大	定員 30 名	定員 35 名 (2 か所拡大、 2 か所調整)
	三原台二丁目用地を活用した多機能型施設の誘致	三原台二丁目用地の取得	関係機関調整 ・設計
	障害児一時預かり事業の実施	実施 (利用者数延 800 人)	実施 (利用者数延 1,000 人)
地域移行の促進			
1-(3)	関係機関の連携による地域移行の促進	3 人 / 年	12 人 / 年
住まいの確保・地域生活の継続			
1-(4)	重度障害者グループホームの整備	・設計 ・事業者と運営等に関する協議	61 室
	中軽度障害者グループホームの整備	30 室整備 (計 770 室)	拡充
	住まい確保支援事業 伴走型支援の実施	実施	実施
	「自立生活援助」事業所の拡充	民間事業所総数 1 事業所	民間事業所総数 5 事業所
	在宅生活あんしん事業の拡充	実施	拡充
障害福祉サービスの質の確保・向上			
1-(5)	障害者虐待の早期発見・早期対応、再発防止の取組	実施	実施
	グループホームへの第三者評価受審費用の補助等	-	実施

番号	事業名	令和5年度末見込み	令和8年度目標
障害福祉サービス事業所の人材確保・人材育成			
1-(6)	練馬福祉人材育成・研修センター事業の実施	実施	実施
	介護福祉士養成施設卒業生の定着支援の実施	検討	実施
	資格取得費用の助成	実施	拡充
	福祉人材の求人・採用活動の実施	実施	実施
	人材確保支援事業	実施	実施
	ICT（情報通信技術）を活用した事業所の業務改善	充実	充実

【施策2】 相談支援体制の強化

番号	事業名	令和5年度末見込み	令和8年度目標
地域における相談支援体制の強化			
2-(1)	民間「計画相談支援」事業所の増設	民間「計画相談支援」事業所総数 38事業所	民間「計画相談支援」事業所総数 39事業所
	相談支援専門員のスキル向上	障害者地域生活支援センターによる相談支援従事者会 各地区 7回/年	障害者地域生活支援センターによる相談支援従事者会 各地区 8回/年
	障害者地域生活支援センターの相談支援体制の充実・強化	検討	充実

番号	事業名	令和5年度末見込み	令和8年度目標
重度化・高齢化への対応を強化			
2-(2)	「面的整備型」の地域生活支援拠点の運用体制の充実（再掲）	充実	充実
	障害分野と高齢分野の相互理解・関係強化	練馬福祉人材育成・研修センターでの研修実施	練馬福祉人材育成・研修センターでの研修実施
障害特性に応じたきめ細やかな対応			
2-(3)	医療的ケア児等コーディネーターによる相談支援の充実	開始	充実
	訪問支援（アウトリーチ）事業	・地域精神保健相談員を8名配置 ・訪問支援を継続	訪問支援の充実
	スーパーバイザーを活用した成人期の発達障害者支援	ネットワーク定例会（3回/年）	ネットワーク定例会（3回/年）
関係機関の連携強化			
2-(4)	福祉・保健相談窓口を調整するコーディネーターによる支援	実施	実施
	調整困難ケース対応事例合同研修会の開催	福祉事務所ごとに合同研修会を開催（計4回）	継続
	アウトリーチ型の支援体制の強化	開始（2人体制）	充実（4人体制）
	社会参加に向けた居場所支援の充実	開始	充実

【施策3】 就労支援の充実

番号	事業名	令和5年度末見込み	令和8年度目標
一般就労の促進			
3-(1)	就労支援機関等による就労支援	福祉施設等から一般就労した年間の障害者数 年間 218 人	福祉施設等から一般就労した年間の障害者数 年間 260 人
	重度障害者等就労支援事業の実施	-	実施
	就労支援マニュアルの充実と活用	区内事業所の事例による検討の継続 2回(4事例)	就労支援ネットワークにおけるマニュアルの活用
	職業相談や職業能力評価を活用した個別支援の充実	職業能力評価の実施 48人/年	職業能力評価の実施 60人/年
	「就労選択支援」事業の検討	検討	実施
就労継続のための支援			
3-(2)	「就労定着支援」事業の充実	・「就労定着支援」事業所 総数 6事業所 ・利用者 延 176人/年	・「就労定着支援」事業所 総数 8事業所 ・利用者 延 200人/年
	初期集中支援体制の強化	実施	強化

番号	事業名	令和5年度末見込み	令和8年度目標
福祉的就労の充実			
3-(3)	経営コンサルタント派遣事業等の実施	実施	実施
	共同受注体制の実施	・共同受注窓口受注件数 延 250 件 / 年 ・作業所平均工賃月額 12,185 円	・共同受注窓口受注件数 延 260 件 / 年 ・作業所平均工賃月額 13,000 円
	区立福祉作業所における生活介護事業の開始（再掲）	1 か所	3 か所
農福連携の推進			
3-(4)	農福連携の推進	農福連携の取組件数 計 43 件	農福連携の取組件数 計 46 件

【施策4】 障害児の健やかな成長を支援

番号	事業名	令和5年度末見込み	令和8年度目標
早期発見・早期療育の充実			
4-(1)	こども発達支援センターによる相談支援・通所訓練の実施	実施	実施
	障害児通所支援事業所等への支援の充実	-	実施
	障害児発達支援連携会議の開催	・実務者会議 2回 / 年 ・個別会議 30回 / 年	継続

番号	事業名	令和5年度末見込み	令和8年度目標
重度障害児への支援の充実			
4-(2)	医療的ケア児等コーディネーターによる相談支援の充実（再掲）	開始	充実
	医療的ケア児支援連携会議の部会設置	-	設置
	医療的ケアに対応したショートステイの拡大	実施 （1事業所）	拡大
	重症心身障害児を対象とした「放課後等デイサービス」事業所の拡充	4事業所	5事業所
教育と福祉の連携			
4-(3)	特別支援教育に係る新たな方針の策定、実施	-	方針の策定 実施
	医療的ケア児への新支援方針に基づく支援の実施（再掲）	新方針の策定	実施
	特別支援教育に関わる教員の専門性の向上および支援体制の充実	実施	充実
	医療的ケアを必要とする児童の受入体制の充実	実施	充実

番号	事業名	令和5年度末見込み	令和8年度目標
家族への支援			
4-(4)	障害児一時預かり事業の実施（再掲）	実施 （利用者数延 800 人）	実施 （利用者数延 1,000 人）
	障害児の兄弟姉妹をもつ子どもたち同士の交流の場の創設	-	実施
	ペアレントトレーニング等の実施	-	実施
	ペアレントメンターを活用した家族支援事業の実施	実施	実施

【施策5】 安心して暮らせる共生社会の実現と社会参加の促進

番号	事業名	令和5年度末見込み	令和8年度目標
権利擁護の推進			
5-(1)	障害者差別解消・障害理解の啓発事業の実施	リーフレットの検討	リーフレットの配布
		講演会・出張講座等の開催 10回/年	講演会・出張講座等の開催 10回/年
	成年後見制度等の利用支援の強化	講演会・勉強会等への講師派遣 18回/年 専門相談 14回/年 検討支援会議 12回/年 市民後見人養成研修の実施 関係職員向け研修の実施 12回/年 地域ネットワーク会議 2回/年 講演会 7回/年 成年後見制度利用促進協議会 5回/年 法人後見の実施 成年後見人等への報酬助成 19件/年 「ねりま後見人ネットだより」 2回/年	継続
	終活相談窓口の設置	検討	実施
	権利擁護事業の充実	検討	充実
	障害者虐待の早期発見・早期対応、再発防止の取組（再掲）	実施	実施

番号	事業名	令和5年度末見込み	令和8年度目標
安全・安心を支えるまちづくり			
5-(2)	個別避難計画の作成	作成 4,600人	作成 22,000人 新規作成登録者分
	名簿・計画を活用した訓練の実施	実施	実施
	福祉避難所への直接避難の検討、試行実施、拡大検討	検討	試行実施 拡大検討
	日常生活用具の給付対象品目への蓄電池等の追加	-	実施
	ヘルプカード等の周知啓発	継続	啓発事業 6回/年
	駅のバリアフリー化の促進	【光が丘駅】 エレベーター整備に向けた調整 【小竹向原駅】 働きかけ・調整	【光が丘駅】 整備（完了） 【小竹向原駅】 整備（完了）
	アクセスルートの整備	実施	新たな誘導方法によるアクセスルートの追加指定の検討
	建築物のバリアフリー化	実施	大規模な計画があった際の認定制度活用のための誘導
	バリアフリーマップの充実	運用、情報追加・更新、周知拡大	充実
	ユニバーサルデザイン体験教室の充実	小中学校 13校、 学校外 2回	充実

番号	事業名	令和5年度末見込み	令和8年度目標
障害者の意思疎通支援の促進と手話言語の普及			
5-(3)	ICT 相談窓口の充実	実施	充実
	遠隔手話通訳設置場所の拡大	検討	拡大
	失語症者向け意思疎通支援者派遣事業	実施	充実
	コミュニケーションサポーター養成研修の実施	実施	実施
	条例紹介動画の作成・手話言語の普及啓発	検討	実施
障害者の社会参加を支援			
5-(4)	SNS を活用した障害者福祉情報の発信	継続	充実
	日中活動後の施設の活用	-	1 か所開始 1 か所調整
	移動支援の充実	実施	充実
	図書館における読書環境整備の拡充	障害者向け図書の新なる充実	拡充
	障害者スポーツ活動の推進、文化・芸術活動の振興	・ユニバーサルスポーツフェスティバルの地域展開	実施
	新たな学びの機会の確保	・検討	実施
	デフリンピックの開催に合わせた機運醸成	-	実施
「ねりまユニバーサルフェス」の開催	開催	継続	

【施策6】 保健・医療体制の充実

番号	事業名	令和5年度末見込み	令和8年度目標
訪問支援体制の強化			
6-(1)	訪問支援（アウトリーチ）事業の充実（再掲）	・ 地域精神保健相談員を 8名配置 ・ 訪問支援を継続	訪問支援の充実
	入院者訪問支援事業	検討	入院中支援の強化
複合的な課題への対応			
6-(2)	アウトリーチ型の支援体制の強化（再掲）	開始 （2人体制）	充実 （4人体制）
	社会参加に向けた居場所支援の充実（再掲）	開始	充実
地域移行の促進			
6-(3)	関係機関の連携による地域移行の促進（再掲）	3人/年	12人/年
	グループホームへの第三者評価受審費用の補助等（再掲）	-	実施
	住まい確保支援事業 伴走型支援の実施（再掲）	実施	実施

番号	事業名	令和5年度末見込み	令和8年度目標
医療体制の確保と各医療機関の連携強化			
6-(4)	精神科医療と一般医療との連携強化	継続	継続
	医療関係者向け研修会の開催	実施	継続
難病患者の支援			
6-(5)	難病に関する講演会等の実施	継続	継続
	制度、相談窓口、交流会等の周知	継続	継続
	東京都難病相談支援センターなどとの連携	調査	充実
医療的ケアを必要とする方への支援			
6-(6)	医療的ケア児等コーディネーターによる相談支援の充実（再掲）	開始	充実
	医療的ケアに対応したショートステイの整備（再掲）	実施 （1事業所）	拡充
新型コロナウイルス等の感染症に係る対策			
6-(7)	感染症対策の推進	継続	継続

第5章 第七期障害福祉計画・第三期障害児福祉計画

1 計画の策定方法

第七期障害福祉計画および第三期障害児福祉計画は、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号）」に基づき、施策に関する成果目標や障害福祉サービス等の供給見込み量などについて定めるものです。

サービス供給見込み量は、障害者計画、第六期障害福祉計画および第二期障害児福祉計画中のサービス利用実績、障害者（児）の推移等を踏まえて算定しています。

2 成果目標

基本指針の目標を踏まえて、つぎの7項目の目標設定を行います。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設から地域生活に移行する方の目標値を設定します。

令和8年度末の施設入所者数の目標値を設定します。

令和4年度末時点の施設入所者数	486人
-----------------	------

指標	目標 (令和8年度末)
地域移行者数 (基本指針の目標：令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上)	30人
施設入所者数 (基本指針の目標：令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減)	433人

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療および福祉関係者による協議の場の開催回数の目標値を設定します。

保健、医療および福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数の目標値を設定します。

保健、医療および福祉関係者による協議の場における目標設定、評価の実施回数
の目標値を設定します。

精神障害者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助、自立
訓練（生活訓練）の目標値を設定します。

指標	目標 (令和8年度末)
保健、医療および福祉関係者による協議の場 ()の開催回数	3回以上/年
保健、医療および福祉関係者による協議の場 への関係者の参加者数	16人 うち、 医療4人 福祉7人 介護1人 教育1人 当事者および家族1人 その他2人
保健、医療および福祉関係者による協議の場 における目標設定、評価の実施回数	[目標設定] 長期入院患者等の地域移行・ 定着の支援 [評価の実施回数] 取組等の進捗状況の評価実 施回数 6回
精神障害者の地域移行支援	延4人
精神障害者の地域定着支援	延7人
精神障害者の共同生活援助	延341人
精神障害者の自立生活援助	延11人
精神障害者の自立訓練（生活訓練）	延47人

令和元年度に区が設置した練馬区障害者地域自立支援協議会専門部会（地域包括ケア
システム・地域移行部会）

(3) 地域生活支援の充実

地域生活支援拠点等の整備に関する目標値を設定します。

地域生活支援拠点等の運用状況の検証および検討に関する目標値を設定します。

強度行動障害を有する障害者への支援体制に関する目標を設定します。

指標	目標 (令和8年度末)
地域生活支援拠点等の整備	設置箇所数 面的整備型1か所 多機能型2か所 コーディネーター配置人数 4人
地域生活支援拠点等の運用状況の検証および検討	1回以上/年
強度行動障害を有する障害者への支援体制	検討

(4) 福祉施設等から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、令和8年度中に一般就労に移行する方の目標値を設定し、そのうち、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業について、令和8年度中に一般就労に移行する方の目標値を併せて設定します。また、区内特別支援学校とレインボーワークから一般就労に移行する方の目標値を設定します。

就労定着支援事業の利用者数の目標値を設定します。

就労定着率7割以上の就労定着支援事業所数の目標値を設定します。

指標	目標 (令和8年度末)
一般就労移行者数	151人 就労移行支援：35人 就労継続支援A型：6人 就労継続支援B型：12人 区内特別支援学校・ レインボーワーク：98人

指標	目標 (令和8年度末)
就労定着支援事業の利用者数 (基本指針の目標：令和3年度実績の1.41倍)	200人
就労定着率7割以上の就労定着支援事業所数 (基本指針の目標：就労定着支援事業所全体の2割5分以上)	2事業所

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

重層的な地域支援体制の構築を目指すため、児童発達支援センターおよび保育所等訪問支援に関する目標を設定します。

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるよう、児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保に関する目標を設定します。

医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、関係機関の協議の場やコーディネーターの配置に関する目標を設定します。

- 発達障害者支援地域協議会の開催に関する目標を設定します。
- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数および実施者数の目標を設定します。
- ペアレントメンターの人数の目標を設定します
- ピアサポートの活動への参加人数の目標を設定します。

指標	目標 (令和8年度末)
児童発達支援センター (基本指針の目標：1か所以上設置)	2か所
保育所等訪問支援 (基本指針の目標：障害児の地域社会への参加・包容を推進するための体制を構築)	拡充
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所 (基本指針の目標：1か所以上確保)	拡充
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所 (基本指針の目標：1か所以上確保)	拡充

指標	目標 (令和8年度末)
医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場(基本指針の目標:設置)	2回/年
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置(基本指針の目標:配置)	配置 5人
発達障害者支援地域協議会の開催	3回/年
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数および実施者数	受講者数 30人 実施者(支援者)数 5人
ペアレントメンターの人数	8人
ピアサポートの活動への参加人数	45人

(6) 相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援センターにおいて、障害種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。また、地域の相談支援事業者に対する指導・助言、人材育成に取り組むとともに、地域の相談機関との連携強化を図ります。

指標	目標 (令和8年度末)
基幹相談支援センターの設置	4か所
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	訪問等による専門的な指導・助言件数 39件 地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数 7件

指標	目標 (令和8年度末)
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数 14回 個別事例の支援内容の検証の実施回数 3回 主任相談支援専門員の配置数 8人
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	事例検討実施回数 3回/年 参加事業者・機関数 20機関 練馬区地域自立支援協議会の専門部会の設置数・実施回数 4部会 3回/年

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

サービスの質を向上させるとともに、適切にサービスを提供するため、障害福祉サービス等に係る研修の実施のほか、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果について事業所等との共有を図ります。

指標	目標 (令和8年度末)
練馬福祉人材育成・研修センターにおける障害福祉サービス等に係る研修の参加者数	延2,000人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	体制の有無：有 実施回数：1回

3 障害福祉サービスの供給見込み量

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人/月	1,142	1,192	1,245
	時間/月	22,831	23,845	24,904
重度訪問介護	人/月	130	137	145
	時間/月	49,806	52,657	55,672
同行援護	人/月	205	207	209
	時間/月	7,588	7,667	7,746
行動援護	人/月	9	10	11
	時間/月	314	353	396
重度障害者等包括支援	人/月	1	1	1
	時間/月	434	434	434
生活介護	人/月	1,269	1,329	1,391
	日数/月	25,380	26,573	27,822
自立訓練（機能訓練）	人/月	13	13	13
	日数/月	169	169	169
自立訓練（生活訓練）	人/月	77	82	87
	日数/月	1,161	1,231	1,306
就労選択支援	人/年	—	33	35
就労移行支援	人/月	269	274	278
	日数/月	4,578	4,653	4,729
就労継続支援A型	人/月	138	138	138
	日数/月	2,740	2,740	2,740
就労継続支援B型	人/月	1,279	1,332	1,386
	日数/月	21,747	22,637	23,562
就労定着支援	人/月	130	136	142
療養介護	人/月	80	81	82
短期入所	人/月	237	243	248
	日数/月	2,136	2,185	2,235
自立生活援助	人/月	13	15	17
共同生活援助	人/月	865	885	905
施設入所支援	人/月	470	453	433
計画相談支援	人/月	1,145	1,168	1,192
地域移行支援	人/月	2	3	4
地域定着支援	人/月	2	3	4

4 地域生活支援事業の供給見込み量

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業		実施	実施	実施
自発的活動支援事業		実施	実施	実施
相談支援事業				
障害者相談支援事業	設置数	4	4	4
基幹相談支援センター		設置	設置	設置
成年後見制度利用支援事業		実施	実施	実施
意思疎通支援事業				
手話通訳者派遣事業	件数/年	3,268	3,400	3,538
要約筆記者派遣事業	件数/年	259	271	284
手話通訳者設置事業	設置数	8	8	8
意思疎通支援者派遣事業	人/年	140	150	160
日常生活用具等給付事業				
介護・訓練支援用具	件数/年	67	70	73
自立生活支援用具	件数/年	150	155	160
在宅療養等支援用具	件数/年	115	119	123
情報・意思疎通支援用具	件数/年	380	380	380
排泄管理支援用具	件数/年	12,629	12,810	12,994
住宅改修	件数/年	36	42	51
緊急通報システム	件数/年	17	18	19
移動支援事業	人/月	934	938	942
	時間/月	14,010	14,070	14,130
地域活動支援センター				
地域活動支援センター	設置数	4	4	4
地域活動支援センター 型	設置数	2	2	2
	人/月	50	50	50
その他の事業				
訪問入浴サービス	件数/年	3,186	3,211	3,236
日中一時支援事業	人/月	109	113	117
	日数/月	327	339	351
手話講習会事業	人/年	152	156	160
自動車運転教習費助成	件数/年	8	8	8
自動車改造費助成事業	件数/年	8	8	8

5 障害児向けサービス（障害児通所支援等）の供給見込み量

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	1,141	1,198	1,257
	日数/月	6,846	7,188	7,542
放課後等デイサービス	人/月	1,171	1,231	1,293
	日数/月	12,885	13,536	14,220
保育所等訪問支援	人/月	106	112	118
	日数/月	138	146	153
居宅訪問型児童発達支援	人/月	9	10	11
	日数/月	54	60	66
医療型児童発達支援	人/月	4	4	4
	日数/月	24	24	24
障害児相談支援	人/月	271	291	311

6 障害児の子ども・子育て支援等の見込み

種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所 (認定こども園の2号認定を含む)	445	467	490
放課後児童健全育成事業	217	220	223

第6章 計画推進のために

1 計画を円滑に推進するための取組

(1) 計画の推進

障害者計画、障害福祉計画および障害児福祉計画の推進のため、PDCAサイクルのプロセスに基づいて、計画推進にあたっての課題の検討、進捗状況の点検・評価を行います。

障害のある方や障害者団体、サービス事業者等と連携し、障害者福祉施策を推進します。

(2) 方策

計画の進捗管理

障害者団体等と適宜協議や情報交換等を行います。また、計画の進捗状況等について、幅広く障害当事者や関係者の声を聞くため、練馬区障害者地域自立支援協議会において協議を行います。

計画の周知と理解

点検・評価の内容および計画に変更等がある場合は、区ホームページ等を活用し、公表します。

資料編

1 計画の策定経過

(1) 区民意見等の把握

区民意見反映制度（パブリックコメント）

周知方法：ねりま区報 12 月 11 日号、区ホームページ

区民情報ひろば、区民事務所（練馬を除く）、図書館（南大泉図書館分室を除く）、オープンハウス、障害者地域生活支援センター、障害者施策推進課での閲覧

意見募集期間：令和 5 年 12 月 11 日～令和 6 年 1 月 15 日

関係団体等への説明

以下の関係団体等に、計画素案について個別説明を行った。

<ul style="list-style-type: none">・練馬区障害者団体連合会（練馬手をつなぐ親の会、練馬区視覚障害者福祉協会、練馬区肢体不自由児者父母の会、練馬区聴覚障害者協会、特定非営利活動法人練馬精神保健福祉会、ちゅうりっぷの会、練馬区介護人派遣センター、練馬区重症心身障害児（者）を守る会）・NPO法人 I am OKの会・NPO法人 障がい児・者の学びを保障する会・練馬失語症友の会 希望の会・学校法人旭出学園 旭出学園PTA	<ul style="list-style-type: none">・民生・児童委員正副会長会・練馬区障害福祉サービス事業者連絡会・練馬区社会福祉協議会・練馬区社会福祉事業団・練馬福祉人材育成・研修センター運営協議会・練馬区立福祉園連絡懇談会（6 団体）・練馬区立福祉作業所家族会（4 団体）・練馬区立谷原フレンド家族会・練馬区立心身障害者福祉センター生活介護事業連絡懇談会・練馬区立心身障害者福祉センター利用登録団体（34 団体）
---	---

子どもへの意見聴取

- ・区立小中学生用タブレットのブックマークでの閲覧
- ・区内特別支援学校に在籍する児童へ通知を送付

提出された意見数

183 件（うち子ども 32 件、区民 81 件、団体 70 件）

(2) 障害者団体等からの意見聴取

練馬区障害者計画（一部改定）、第七期障害福祉計画および第三期障害児福祉計画の策定にあたって、幅広く関係者から現行計画の課題や次期計画への意見を聴き、計画策定の参考とするために実施しました。

聴取団体

21 団体（障害者団体、特別支援学校 P T A 等）

方法

意見書の提出

書面による意見聴取とした。

期間

令和5年6月1日～令和5年6月23日

(3) 練馬区障害者地域自立支援協議会からの意見

障害者総合支援法第88条および児童福祉法第33条の20に基づき、全体会および専門部会での意見を踏まえ、練馬区障害者地域自立支援協議会として、練馬区障害者計画（一部改定）、第七期障害福祉計画および第三期障害児福祉計画に対する意見が提出されました。

(4) 庁内での検討

障害者計画検討委員会の開催

期間：令和5年4月～令和6年2月

回数：4回

分科会の開催

構成：障害福祉サービス等分科会、就労支援分科会、障害児支援分科会、
社会生活支援分科会、保健・医療体制分科会

期間：令和5年5月～令和5年7月

回数：計15回

練馬区障害者計画検討委員会設置要綱

平成 18 年 4 月 17 日

18 練福障第 76 号

(設置)

第 1 条 練馬区障害者計画、練馬区障害福祉計画および練馬区障害児福祉計画を策定するため、練馬区障害者計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第 2 条 委員会は、委員長、副委員長および委員をもって構成する。

- 2 委員長は、福祉部長とする。
- 3 副委員長は、健康部長および教育振興部長とする。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(所掌事項)

第 3 条 委員会は、つぎの事項について検討し、その結果を区長に報告する。

練馬区障害者計画、練馬区障害福祉計画および練馬区障害児福祉計画の策定の方針に関する事項

練馬区障害者計画、練馬区障害福祉計画および練馬区障害児福祉計画の内容に関する事項
障害福祉施策の総合調整に関する事項

前 3 号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項

(運営)

第 4 条 委員会は、委員長が招集し、主宰する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求め、その意見を聞き、また説明を求めることができる。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(分科会の設置および構成等)

第 5 条 委員会の所掌事項に関する調査および検討を行うため、分科会を置くことができる。

- 2 分科会の構成および運営等に関する事項は、委員長が別に定める。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、福祉部障害者施策推進課が処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 17 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 10 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 6 月 10 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 26 年 8 月 21 日から施行する。

付 則（平成 27 年 2 月 18 日 26 練福障第 1787 号）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 29 年 3 月 15 日 28 練福障第 2034 号）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 29 年 6 月 1 日 29 練福障第 393 号）

この要綱は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

付 則（令和 3 年 11 月 16 日 3 練福障第 1173 号）

この要綱は、令和 3 年 11 月 16 日から施行する。

付 則（令和 5 年 4 月 10 日 5 練福障第 1 号）

この要綱は、令和 5 年 4 月 10 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

企画部企画課長

危機管理室区民防災課長

産業経済部経済課長

都市農業担当部都市農業課長

地域文化部文化・生涯学習課長

福祉部管理課長 障害者施策推進課長 障害者サービス調整担当課長

総合福祉事務所長（1 名）

高齢施策担当部高齢社会対策課長 高齢者支援課長

練馬区保健所長 健康部健康推進課長 保健予防課長 保健相談所長（1 名）

地域医療担当部地域医療課長

建築・開発担当部住宅課長

教育振興部教育施策課長 学務課長 教育指導課長 学校教育支援センター所長

こども家庭部子育て支援課長 保育課長 子ども家庭支援センター所長

2 練馬区障害者計画・第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画の進捗状況

○ 『みどりの風吹くまちビジョン』の戦略計画、アクションプランと関連する事業は、 で示しています。

(1) 障害者計画

施策1 障害福祉サービス基盤の整備と住まいの確保

番号	整備・事業目標	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み
重度化・高齢化への対応を強化				
「多機能型」の地域生活支援拠点の整備				
	多機能型地域生活支援拠点(計2か所)	石神井町福祉園用地活用に向けた関係機関調整	運営事業者選定	・設計 ・事業者と運営等に関する協議
「面的整備型」の地域生活支援拠点の運用体制の充実				
	充実	充実	手引きの作成	充実
旧高野台運動場用地を活用した民設民営による福祉園の整備				
	開設・運営	工事(一部)事業者と運営等に関する協議	工事・開設	運営
区立福祉作業所の機能の拡充				
1-(1)	「生活介護」事業の導入(3か所)	・大泉福祉作業所の民営化に合わせた生活介護事業の開始に向けて「練馬区立大泉福祉作業所および大泉つつじ荘民営化実施計画」の作成 ・指定管理者との協議	・1か所導入 ・北町福祉作業所の民営化に合わせた生活介護事業開始に向けた協議	・北町福祉作業所の民営化に合わせた生活介護事業の開始に向けて「練馬区立北町福祉作業所民営化実施計画」の作成 ・指定管理者との協議
共生型サービス(介護サービスとの連携)の実施				
	充実	短期入所開設(1事業所) 田柄特別養護老人ホーム	共生型生活介護開設(1事業所) 大泉デイサービスセンター	共生型短期入所開設(1事業所)
医療的ケアに対応したショートステイの整備				
	開設・運営(1事業所)	開設準備	・開始(1事業所) 練馬光が丘病院 ・その他施設との実施に向けた調整に向けた調整	その他施設での実施に向けた調整

番号	整備・事業目標	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み
1-(1)	重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業			
	継続	・利用者 94名 ・利用実績 321回	・利用者 96名 ・利用実績 375回	継続
地域移行の促進				
1-(2)	関係機関の連携による地域移行の促進			
	12人/年	3人/年	4人/年	3人/年
住まいの確保・地域生活の継続				
1-(3)	重度障害者グループホームの整備			
	56室	12室整備 (計46室) ・大泉つつじ荘の 「重度障害者グループホーム」への 転換(12室) ・石神井町福祉園用 地活用に向けた関 係機関調整	運営事業者選定 【再掲】	設計 事業者と運営等 に関する協議
	中軽度障害者グループホームの整備			
	655室	78室整備 (計617室)	80室整備 (計663室)	30室整備 (計677室)
	「短期入所」事業の拡充			
	民間事業所総数 15事業所 (内1事業所医療型)	民間事業所総数 10事業所 田柄特別養護老人 ホーム	医療型短期入所の 開設(1事業所)	共生型短期入所開設 (1事業所)
	居住支援法人と連携した入居支援			
	実施	・練馬区居住支援協 議会の開催(2回) ・練馬区住まい確保 支援事業の実施 ・空室物件の情報提 供 ・伴走型支援の開始	・練馬区居住支援協 議会の開催(2回) ・練馬区住まい確保 支援事業の実施 ・空室物件の情報提 供 ・伴走型支援	・練馬区居住支援協 議会の開催 ・練馬区住まい確保 支援事業の実施 ・空室物件の情報提 供 ・伴走型支援

番号	整備・事業目標	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み
1-(3)	「自立生活援助」事業所の拡充			
	民間事業所総数 5事業所	民間事業所総数 1事業所	民間事業所総数 2事業所	民間事業所総数 1事業所
	在宅生活あんしん事業			
	拡充	令和3年4月から、従来の固定型に加えてモバイル型緊急通報装置も使用できるようにした。	継続	更なる拡充に向けた検討
障害福祉サービス事業所の人材確保・人材育成				
1-(4)	練馬福祉人材育成・研修センターの設置			
	継続	・設置 ・介護・障害分野の研修センター事業の統合準備	・介護・障害分野の研修センター事業の統合	— (令和4年度統合)
	資格取得の助成			
	拡充	・介護職員初任者研修受講料 6件 ・介護職員実務者研修受講料 8件 ・介護福祉士資格取得費用 6件	・介護職員初任者研修受講料 6件 ・介護職員実務者研修受講料 11件 ・介護福祉士資格取得費用 2件	実施
	福祉人材の求人・採用活動			
	充実	相談・面接会 2回/年	相談・面接会 6回/年	実施
	人材確保支援事業			
	実施	検討	5回/年	実施
	ICT（情報通信技術）を活用した事業所の業務改善			
	充実	充実	充実	充実

施策2 相談支援体制の強化

番号	整備・事業目標	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み
民間「計画相談支援」事業所の拡充				
2-(1)	民間「計画相談支援」事業所の増設			
	民間「計画相談支援」事業所総数 36事業所	35事業所(前年度から2事業所増)	38事業所(前年度から3事業所増)	38事業所
	相談支援専門員のスキル向上			
	基幹相談支援センターによる相談支援従事者会 各地区 8回/年	8回/年	7回/年	基幹相談支援センターによる相談支援従事者会 各地区 7回/年
重度化・高齢化への対応を強化				
2-(2)	「面的整備型」の地域生活支援拠点の運用体制の充実(再掲)			
	充実	充実	充実	充実
	障害分野と高齢分野の相互理解・関係強化			
	練馬福祉人材育成・研修センターでの研修実施	練馬福祉人材育成・研修センターでの研修実施(共通課題研修、相互受講研修の実施)	練馬福祉人材育成・研修センターでの研修実施(共通課題研修、相互受講研修の実施)	練馬福祉人材育成・研修センターでの研修実施
障害特性に応じたきめ細やかな対応				
2-(3)	訪問支援(アウトリーチ)事業			
	訪問支援の充実	・地域精神保健相談員を8名配置 ・訪問支援数は842件(在宅643件、不在199件)	・地域精神保健相談員を8名配置 ・訪問支援数は863件(在宅722件、不在141件)	・地域精神保健相談員を8名配置 ・訪問支援を継続
	スーパーバイザーを活用した成人期の発達障害者支援			
	ネットワーク定例会(3回/年)	3回/年	3回/年	ネットワーク定例会(3回/年)

番号	整備・事業目標	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み
関係機関の連携強化				
2-(4)	福祉・保健相談窓口を調整するコーディネーターの配置			
	継続	・総相談件数 55件 ・相談実件数(要支援世帯数) 31件 ・調整困難ケース検討会議 4回	・総相談件数 34件 ・相談実件数(要支援世帯数) 26件 ・調整困難ケース検討会議 7回	・コーディネーターによる福祉・保健相談窓口の調整を継続
	地域密着型連携支援事業における情報交換会・勉強会の実施			
	15回/年	16回/年	地域部会 12回/年	実施
	調整困難ケース対応事例合同研修会			
	継続	・開催回数 3回 ・参加者数 154名	・開催回数 4回 ・参加者数 170名	・福祉事務所ごとに合同研修会を開催(計4回)

施策3 就労支援の充実

番号	整備・事業目標	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み
一般就労の促進				
3-(1)	就労支援機関等による就労支援			
	福祉施設等から一般就労した年間の障害者数 年間 260人	福祉施設等から一般就労した年間の障害者数 年間 188人	福祉施設等から一般就労した年間の障害者数 年間 206人	福祉施設等から一般就労した年間の障害者数 年間 218人
	障害者の雇用促進と多様な働き方の創出			
	区内雇用企業の開拓 24か所/年	区内雇用企業等の開拓 7か所/年	区内雇用企業等の開拓 19か所/年	区内雇用企業等の開拓 20か所/年
	就労支援マニュアルの充実と活用			
就労支援ネットワークにおけるマニュアルの活用	区内事業所の事例による事例検討 2回(3事例)/年	区内事業所の事例による検討の継続 2回(2事例)/年	区内事業所の事例による検討の継続 2回(4事例)/年	

番号	整備・事業目標	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み
3-(1)	職業相談や職業能力評価を活用した個別支援の充実			
	職業能力評価の実施 60人/年	職業能力評価の実施 33人/年	職業能力評価の実施 36人/年	職業能力評価の実施 48人/年
就労継続のための支援				
3-(2)	就労定着支援事業			
	「就労定着支援」事業 所総数 8事業所 利用者 延200人/ 年	「就労定着支援」事 業所総数 6事業所 利用者 延138人/年	「就労定着支援」事 業所総数 6事業所 利用者 延166人/年	「就労定着支援」事 業所総数 6事業所 利用者 延176人/年
	職場定着支援事業			
	職場定着のための就 労支援員派遣 3,000回/年	職場定着のための就 労支援員派遣 2,444回/年	職場定着のための就 労支援員派遣 2,782回/年	職場定着のための就 労支援員派遣 2,500回/年
	新規就職者への初期集中支援事業			
	実施	実施	継続	継続
福祉的就労の充実				
3-(3)	経営コンサルタント派遣事業			
	コンサルタント派遣 2か所	検討	経営コンサルタント 派遣 5か所	経営コンサルタント 派遣 5か所
	共同受注体制の実施			
	共同受注窓口受注件 数 延250件/年 作業所平均工賃月額 13,000円	・共同受注窓口受注 件数 延178件/年 ・作業所平均工賃 月額10,689円	・共同受注窓口受注 件数 延302件/年 ・作業所平均工賃 月額11,888円	・共同受注窓口受注 件数 延250件/年 ・作業所平均工賃 月額12,185円

番号	整備・事業目標	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み
3-(3)	区立福祉作業所の機能の拡充（再掲）			
	「生活介護」事業の導入（3か所）	<ul style="list-style-type: none"> 大泉福祉作業所の民営化に合わせた生活介護事業の開始に向けて「練馬区立大泉福祉作業所および大泉つつじ荘民営化実施計画」の作成 指定管理者との協議 	<ul style="list-style-type: none"> 1か所導入 大泉福祉作業所 北町福祉作業所の民営化に合わせた生活介護事業開始に向けた協議 	<ul style="list-style-type: none"> 北町福祉作業所の民営化に合わせた生活介護事業の開始に向けて「練馬区立北町福祉作業所民営化実施計画」の作成 指定管理者との協議
農福連携の推進				
3-(4)	農福連携の推進			
	農福連携作業に携わる障害者施設数 14施設	<ul style="list-style-type: none"> 農福連携作業に携わる障害者施設数 12施設 	<ul style="list-style-type: none"> 農福連携作業に携わる障害者施設数 13施設 	<ul style="list-style-type: none"> 農福連携作業に携わる障害者施設数 14施設
	福祉連携農園実施	検討	検討	検討

施策4 障害児の健やかな成長を支援

番号	整備・事業目標	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み
早期発見・早期療育の充実				
4-(1)	こども発達支援センターの支援体制の充実			
	支援体制の充実 相談員等 33人	継続	継続	継続
	「保育所等訪問支援」事業の拡充			
	訪問 200件/年	訪問 210件/年	訪問 346件/年	訪問 300件/年
	乳幼児健康診査			
受診率を維持 未受診者について状況把握の実施	<ul style="list-style-type: none"> 4か月児健康診査受診率 92.5% 1歳6か月児健康診査(歯科)受診率 85.6% 3歳児健康診査受診率 93.2% 	<ul style="list-style-type: none"> 4か月児健康診査受診率 95.0% 1歳6か月児健康診査(歯科)受診率 92.8% 3歳児健康診査受診率 95.8% 	<ul style="list-style-type: none"> 受診率を維持する 未受診者の状況把握に努める 	

番号	整備・事業目標	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み
4-(1)	障害児発達支援連携会議の開催			
	継続	・実務者会議 2回/年 ・個別会議 17回/年	・実務者会議 2回/年 ・個別会議 21回/年	・実務者会議 2回/年 ・個別会議 30回/年
	障害児通所支援事業所への支援の充実			
	充実	研修 1回/年	研修 1回/年	研修 4回/年
重度障害児への支援の充実				
4-(2)	重症心身障害児を対象とした「放課後等デイサービス」事業所の拡充			
	5事業所	・民間事業所開設 (1事業所) 放課後等デイサービスつむぎ ・令和3年度報酬改定、都新規補助事業の開始を踏まえ、区補助事業を見直し(対象範囲の拡大)	区補助事業の実施	区補助事業の実施
	「居宅訪問型児童発達支援」事業の充実			
	利用 10人/月 40日/月	利用 2人/月 1.1日/月	利用 3人/月 3.3日/月	利用 4人/月 8日/月
重度障害児への支援の充実				
4-(2)	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置			
	配置 5名	検討	検討	配置 2名
	医療的ケア児等支援連携会議の開催			
	継続	2回/年	2回/年	2回/年
教育と福祉の連携				
4-(3)	教育機関と障害児支援機関による協議の場の設置			
	設置	検討	検討	検討

番号	整備・事業目標	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み
4-(3)	特別支援教育に関わる教員の専門性の向上および支援体制の充実			
	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育研修会 1回/年 ・特別支援教育コーディネーター研修会 2回/年 ・学校生活支援員研修会 1回/年 ・特別支援教育巡回指導員研修会 1回/年 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育研修会 1回/年 ・特別支援教育コーディネーター研修会 2回/年 ・学校生活支援員研修会 1回/年 ・特別支援教育巡回指導員研修会 1回/年 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育研修会 1回/年 ・特別支援教育コーディネーター研修会 2回/年 ・学校生活支援員研修会 1回/年 ・特別支援教育巡回指導員研修会 1回/年 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育研修会 3回/年 ・特別支援教育コーディネーター研修会 2回/年
	医療的ケアを必要とする児童の受入れ体制の充実			
充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園受入数 3人 ・学校受入数 7人 ・学童クラブ受入数 5人 ・幼稚園受入数 2人 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園受入数 4人 ・小中学校受入数 9人 ・学童クラブ受入数 6人 ・幼稚園受入数 2人 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児新支援方針の策定および受入体制の充実 	
家族への支援				
4-(4)	こども発達支援センターでの障害児一時預かり支援事業			
	実施	検討	延べ387人 (5か月)	延べ1,000人/年
	障害児の兄弟姉妹をもつ子どもたち同士の交流の場の創設			
	実施	検討	検討	検討
	こども発達支援センターによる区民向け講演会や学習会の開催			
	<ul style="list-style-type: none"> ・区民向け講演会 充実 ・保護者向け講習会 13回/年 	<ul style="list-style-type: none"> ・区民向け講演会 2回/年 ・保護者向け講習会 13回/年 	<ul style="list-style-type: none"> ・区民向け講習会 1回/年 ・保護者向け講習会 14回/年 	<ul style="list-style-type: none"> ・区民向け講習会 2回/年 ・保護者向け講習会 14回/年
	ペアレントメンターを活用した家族支援事業			
実施	実施	実施	実施	

施策5 安心して暮らせる共生社会の実現と社会参加の促進

番号	整備・事業目標	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み
権利擁護の推進				
障害者差別解消・障害理解の啓発事業				
	リーフレットの配布 講演会・出張講座等の開催 10回/年	・職員等向け研修会 6回/年 ・アトリウム展示の実施 ・民間事業者への法の周知 ・障害理解の訪問授業実施	・職員等向け研修会 6回/年 ・アトリウム展示の実施 ・民間事業者への法の周知 ・障害理解の訪問授業実施	・リーフレットの検討 ・講演会、出張講座等の開催 10回/年
成年後見制度等の利用支援の強化				
5-(1)	講演会・勉強会等への講師派遣 20回/年 専門相談 14回/年 検討支援会議 12回/年 市民後見人養成 研修修了者数 92人(累計) 関係職員向け研修の実施 1回/年 法人後見 実施 成年後見人等への報酬助成 5件/年	講演・勉強会等への講師派遣 12回/年 専門相談 13回/年 検討支援会議 12回/年 市民後見人養成 研修修了者数 73人(累計) 関係職員向け研修の実施 10回/年 法人後見 実施 成年後見人等への報酬助成 12件 地域ネットワーク会議 3回/年 講演会 7回/年 成年後見制度利用促進協議会 5回/年 「ねりま後見人 ネットだより」発行 2回/年	講演会・勉強会等への 講師派遣 18回/年 専門相談 14回/年 検討支援会議 12回/年 市民後見人養成 研修修了者数 77人(累計) 関係職員向け研修の実施 12回/年 法人後見 実施 成年後見人等への報酬助成 19件 地域ネットワーク会議 2回/年 講演会 7回/年 成年後見制度利用促進協議会 5回/年 「ねりま後見人 ネットだより」 2回/年	講演会・勉強会等への講師派遣 18回/年 専門相談 14回/年 検討支援会議 12回/年 市民後見人養成 研修の実施 関係職員向け研修の実施 12回/年 法人後見 実施 成年後見人等への報酬助成 19件 地域ネットワーク会議 2回/年 講演会 7回/年 成年後見制度利用促進協議会 5回/年 「ねりま後見人 ネットだより」 2回/年

番号	整備・事業目標	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み
	障害者虐待防止センター事業			
	継続	実施	実施	実施
安全・安心を支えるまちづくり				
災害時対応訓練の実施				
5-(2)	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・安否確認報告訓練の実施 <実施先> 避難拠点(96 か所) 総合福祉事務所(4 所) 地域包括支援センター(25 か所) 介護・障害福祉サービス事業所(84 事業所) ・民生・児童委員、防災会の方々と安否確認訪問訓練を実施 <実施先> 避難拠点2 か所 ・サービス提供訓練の試行実施 <実施先> 介護・障害福祉サービス事業所(10 事業所) 	<ul style="list-style-type: none"> ・安否確認報告訓練の実施 <実施先> 避難拠点(98 か所) 総合福祉事務所(4 所) 地域包括支援センター(25 か所) 介護・障害福祉サービス事業所(89 事業所) ・民生・児童委員、防災会の方々と安否確認訪問訓練を実施 <実施先> 避難拠点3 か所 ・サービス提供訓練の実施 <実施先> 介護・障害福祉サービス事業所(77 事業所) 	<ul style="list-style-type: none"> ・安否確認報告訓練の実施 <実施先> 避難拠点(98 か所) 総合福祉事務所(4 所) 地域包括支援センター(27 か所) 介護・障害福祉サービス事業所(119 事業所) ・民生・児童委員、防災会の方々と安否確認訪問訓練を実施 実施先 避難拠点3 か所 ・介護・障害福祉サービス事業所でサービス提供訓練の実施。
福祉避難所の拡充				
	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・無線機の定期訓練の実施 ・新規指定3 か所(計45 か所) ・新規指定福祉避難所に無線機、備蓄物資を配備 ・福祉避難所における備蓄物資の入替 	<ul style="list-style-type: none"> ・無線機の定期訓練の実施 ・新規指定3 か所(計48 か所) ・新規指定福祉避難所に無線機、備蓄物資を配備 ・福祉避難所における備蓄物資の入替 	<ul style="list-style-type: none"> ・無線機の定期訓練の実施 ・新規指定1 か所(計49 か所) ・新規指定福祉避難所に無線機および備蓄物資を配備 ・福祉避難所における備蓄物資の入替
ヘルプカード等の周知啓発				
	啓発事業6回/年	啓発事業4回/年	啓発事業5回/年	継続

番号	整備・事業目標	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み
5-(2)	駅のバリアフリー化の促進	<p>【光が丘駅】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道事業者等とのエレベーター整備に向けた働きかけ・調整 ・エスカレーターの整備：修正設計 ・スロープ等の整備：修正設計 <p>【小竹向原駅】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道事業者等とのエレベーター整備に向けた働きかけ・調整 	<p>【光が丘駅】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道事業者等とのエレベーター整備に向けた働きかけ・調整 ・スロープ工事および駅出入口周辺の段差解消工事の実施（完了） ・下りエスカレーターの整備 <p>【小竹向原駅】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道事業者等とのエレベーター整備に向けた働きかけ・調整 	<p>【光が丘駅】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道事業者等とのエレベーター整備に向けた働きかけ調整 ・下りエスカレーターの整備（完了） <p>【小竹向原駅】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道事業者等とのエレベーター整備に向けた働きかけ・調整
	アクセスルートの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・改善方針に基づく整備（大泉学園駅地区） ・バリアフリー整備に関する関係機関協議 ・アクセスルート未指定地域の現況調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度に指定した医療機関（対象2施設）へのアクセスルートについて、バリアフリー整備の実施 ・平成30年度に指定した主要公共施設（対象12施設）へのアクセスルートについてバリアフリー設備案内板の設置 ・アクセスルート未指定のルートにおけるバリアフリー整備の意見交換会の実施（2回） 	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセスルート未指定施設のうち、2駅3施設のアクセスルートの新規指定およびバリアフリー整備案の検討 ・視覚障害者誘導用ブロックに代わるバリアフリー整備の検討
	整備促進未指定ルート追加指定			

番号	整備・事業目標	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み
5-(2)	建築物のバリアフリー化			
	店舗等の改修促進	・バリアフリー助成件数 12件（累計件数231件）	・バリアフリー助成件数 10件（累計件数241件）	・バリアフリー助成事業（年間10件程度）の実施および事業内容を業界団体等に周知
	認定の促進	・認定制度の手法等について検討	・認定制度の手法等について検討	・バリアフリー助成相談において、適切なバリアフリー整備に関する助言等の実施
				・バリアフリー法に基づく認定制度のリーフレット等の検討
	バリアフリーマップの充実			
充実	・令和3年4月から英語版の練馬区バリアフリーマップ「あんしんおでかけマップ」を公開	運用、情報追加、更新、周知拡大	運用、情報追加・更新、周知拡大	
ユニバーサルデザイン体験教室の開催				
拡充	小学校8校 学校外2回	小学校12校 学校外2回	小中学校13校、 学校外2回	
障害者の社会参加を支援				
5-(3)	障害者地域生活支援センターにおける社会参加プログラムの充実			
	充実	充実	充実	充実
	SNSを活用した障害者福祉情報の発信			
	充実	区公式ツイッター 発信 32回/年	区公式ツイッター 発信 58回/年	継続
	居場所に関する情報の発信			
情報の発信	精神障害者の方への地域理解の促進のための冊子を作成	当事者および家族が地域資源を知るための居場所マップの作成	当事者および家族が地域資源を知るための居場所マップを配布	

番号	整備・事業目標	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み
5-(3)	タブレット等を活用した遠隔手話通訳の実施			
	実施	検討	実施 31件	実施
	「つながるカレッジねりま」の人材等を活用した地域福祉活動			
	継続	20名卒業	27名卒業	30名入学・卒業
	図書館における読書環境整備の拡充			
	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・LLブック（文字を読むことや本の内容を理解することが苦手な人でもやさしく読めるよう工夫されている本）の拡充 ・拡大読書器設置館の増 	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した拡大読書器の刷新 ・音声拡大読書器の設置 ・光が丘図書館が所有する読書支援機器の貸借 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者向け図書の更なる充実
	障害者スポーツ活動の推進 文化・芸術活動の振興 新たな学びの機会の確保			
	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・体育館温水プール障害者専用コースの実施（6館）実施（6館）利用者延4,220人/年 	<ul style="list-style-type: none"> ・体育館温水プール障害者専用コースの実施（6館）実施（6館）利用者延5,607人/年 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボッチャ交流大会の充実
	充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者ふれあい作品展開催展の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者ふれあい作品展開催展開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルスポーツフェスティバルの地域開催の継続
	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・検討 	

番号	整備・事業目標	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み
5-(3)	「ねりまユニバーサルフェス」の開催			
	継続	中止 (新型コロナウイルスの感染拡大防止のため)	ユニバーサルデザインの普及啓発事業を実施	開催
	ふれあいバザールねりま			
	継続	2回/年	2回/年	継続

施策6 保健・医療体制の充実

番号	整備・事業目標	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み
訪問支援体制の強化				
6-(1)	訪問支援（アウトリーチ）事業（再掲）			
	訪問支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域精神保健相談員 8名配置 ・訪問支援 訪問件数 842件（在宅 643件、不在 199件） 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域精神保健相談員 8名配置 ・訪問支援 訪問件数 863件（在宅 722件、不在 141件） 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域精神保健相談員 8名配置 ・訪問支援を継続
複合的な課題への対応				
6-(2)	福祉・保健相談窓口を調整するコーディネーターの配置（再掲）			
	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・総相談件数 55件 ・相談実件数（要支援世帯数）31件 ・調整困難ケース検討会議 4回 	<ul style="list-style-type: none"> ・総相談件数 34件 ・相談実件数（要支援世帯数）26件 ・調整困難ケース検討会議 7回 	コーディネーターによる福祉・保健相談窓口の調整を継続
地域移行の促進				
6-(3)	関係機関の連携による地域移行の促進（再掲）			
	12人/年	3人/年	4人/年	3人/年
	居住支援法人と連携した入居支援（再掲）			
	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・練馬区居住支援協議会 2回 ・練馬区住まい確保支援事業の実施 ・空室物件の情報提供の実施 ・伴走型支援の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・練馬区居住支援協議会 2回 ・練馬区住まい確保支援事業の実施 ・空室物件の情報提供の実施 ・伴走型支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・練馬区居住支援協議会の開催 ・練馬区住まい確保支援事業の実施 ・空室物件の情報提供の実施 ・伴走型支援

番号	整備・事業目標	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み
6-(3)	「自立生活援助」事業所の拡充（再掲）			
	民間事業所総数 5事業所	民間事業所総数 1事業所	民間事業所総数 2事業所	民間事業所総数 1事業所
	措置入院者等の退院後支援			
	退院後支援の強化	退院後支援計画作成 9件	退院後支援計画作成 9件	退院後支援計画作成 を含め支援の実施
医療体制の確保と各医療機関の連携強化				
6-(4)	精神科医療と一般医療との連携強化			
	継続	精神保健医療福祉連 絡会 開催 1回/年	精神保健医療福祉連 絡会 開催 1回/年	継続
	医療関係者向け研修会の開催			
	継続	オンラインによるビ デオ配信 1回/年 (受講者 36人)	研修実施 1回/年	実施
難病患者の支援				
6-(5)	難病に関する講演会等の実施			
	継続	講演会 2回/年	年1回実施	実施
	制度、相談窓口、交流会等の周知			
	継続	実施	実施	継続
医療的ケアを必要とする方への支援				
6-(6)	医療的ケアに対応したショートステイの整備（再掲）			
	開設・運営 (1事業所)	開設準備	開始(1事業所) 練馬光が丘病院 その他施設での実施 に向けた調整	その他施設での実施 に向けた調整
新型コロナウイルス等の感染症に係る対策				
6-(7)	感染症対策の推進			
	継続	実施	実施	継続

(2) 第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画

【福祉施設入所者の地域生活への移行】

令和元年度末現在の施設入所者数	465人
-----------------	------

指標	目標（令和5年度末）	令和4年度実績
地域移行者数 （令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上）	27人	6人
施設入所者数 （令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減）	458人	486人

【精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築】

指標	目標（令和5年度末）	令和4年度実績
保健、医療および福祉関係者による協議の場の開催回数	2回以上/年	3回/年
保健、医療および福祉関係者による協議の場における目標設定、評価の実施回数	<p>[目標設定] 長期入院患者の地域移行を促進するため、基本的な考え方や取組等をまとめる（令和4年度）</p> <p>[評価の実施回数] 取組等の進捗状況の評価実施回数1回（令和5年度）</p>	<p>[目標設定] 長期入院患者の地域移行を促進するため、基本的な考え方や取組等をまとめる（令和4年度）</p> <p>[評価の実施回数] 2回/年</p>

【地域生活支援拠点等が有する機能の充実】

指標	目標（令和5年度末）	令和4年度実績
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	年1回運用状況の検証・支援体制の充実	運営連絡会の開催 11回/年

【福祉施設等から一般就労への移行等】

指標	目標（令和5年度末）	令和4年度実績
一般就労移行者数	156人 うち、 就労移行支援：35人 就労継続支援A型：4人 就労継続支援B型：9人 レインボーワーク：108人	106人 うち、 就労移行支援：17人 就労継続支援A型：2人 就労継続支援B型：13人 レインボーワーク：74人
就労定着支援事業の利用者数	34人	42人
就労定着率8割以上の就労定着支援事業所数	4事業所	5事業所

【障害児支援の提供体制の整備等】

指標	目標（令和5年度末）	令和4年度実績
児童発達支援センター	2か所	2か所
保育所等訪問支援	拡充	346件/年
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	4か所	4か所
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	5か所	4か所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	2回/年	2回/年
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置 5人	未配置

【相談支援体制の充実・強化等】

指標	目標（令和5年度末）	令和4年度実績
総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援事業者に対する指導・助言	充実	充実
地域の相談支援事業者の人材育成の支援回数	基幹相談支援センターによる 相談支援従事者会 全体 5回/年	全体 7回/年
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	情報交換会・勉強会 15回/年	12回

【障害福祉サービス等の質の向上】

指標	目標（令和5年度末）	令和4年度実績
練馬福祉人材育成・研修センターにおける障害福祉サービス等に係る研修の参加者数	延 900 人	延 2,143 人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	体制の有無：有 実施回数：1回	76 回

【障害福祉サービスの供給実績】

上段が見込み、下段が実績値

サービス名		令和2年度	令和3年度	令和4年度
居宅介護	人/月	943 974	988 1,027	1,017 1,093
	時間/月	18,860 20,503	19,760 21,021	20,340 22,391
重度訪問介護	人/月	104 104	106 122	111 123
	時間/月	39,520 41,977	40,280 47,717	42,180 43,773
行動援護	人/月	10 5	8 6	10 8
	時間/月	500 216	320 162	400 279
重度障害者等 包括支援	人/月	1 0	1 0	1 0
	時間/月	434 0	434 0	434 0
同行援護	人/月	223 194	225 195	225 203
	時間/月	8,920 7,207	9,000 7,127	9,000 7,802
生活介護	人/月	1,141 1,148	1,188 1,150	1,205 1,212
	日数/月	22,820 24,201	22,572 22,792	22,895 24,734
自立訓練 (機能訓練)	人/月	28 16	22 14	22 8
	日数/月	308 221	242 178	242 107

サービス名		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
自立訓練 (生活訓練)	人/月	40 61	65 66	65 73
	日数/月	520 966	975 952	975 1039
就労移行支援	人/月	265 272	279 261	285 263
	日数/月	4,240 4,977	4,743 4,518	4,845 4,506
就労継続支援 A 型	人/月	136 125	138 127	138 137
	日数/月	2,720 2,535	2,484 2,495	2,484 2,609
就労継続支援 B 型	人/月	1,169 1,232	1,246 1,223	1,270 1,233
	日数/月	19,873 21,708	19,936 20,297	20,320 20,688
就労定着支援	人/月	28 131	158 104	166 140
療養介護	人/月	78 81	77 79	78 82
短期入所	人/月	303 184	305 187	312 232
	日数/月	2,424 1,351	2,440 1,301	2,496 1,841
自立生活援助	人/月	12 10	12 7	14 1
共同生活援助	人/月	680 726	718 798	753 825
施設入所支援	人/月	441 475	465 464	462 488
計画相談支援	人/月	683 1,101	990 1,129	1,035 1,123
地域移行支援	人/月	5 2	7 1	8 1
地域定着支援	人/月	4 1	4 1	5 0

【地域生活支援事業の供給実績】

上段が見込み、下段が実績値

サービス名		令和2年度	令和3年度	令和4年度
(1) 理解促進研修・啓発事業		実施	実施	実施
		実施	実施	実施
(2) 自発的活動支援事業		実施	実施	実施
		実施	実施	実施
(3) 相談支援事業				
障害者相談支援事業	設置数	4	4	4
		4	4	4
基幹相談支援センター		設置	設置	設置
		設置	設置	設置
(4) 成年後見制度利用支援事業		実施	実施	実施
		実施	実施	実施
(5) 意思疎通支援事業				
手話通訳者派遣事業	件数/年	3,130	3,239	3,261
		2,217	2,956	3,141
要約筆記者派遣事業	件数/年	352	326	336
		148	236	247
手話通訳者設置事業		実施	8	8
		—	8	8
(6) 日常生活用具等給付事業				
介護・訓練支援用具	件数/年	76	71	73
		50	81	61
自立生活支援用具	件数/年	184	180	185
		153	140	143
在宅療養等支援用具	件数/年	105	104	105
		132	124	111
情報・意思疎通支援用具	件数/年	220	314	314
		375	386	379
排泄管理支援用具	件数/年	11,900	12,530	12,755
		11,672	12,913	12,765
住宅改修	件数/年	48	47	50
		20	54	17
緊急通報システム	件数/年	14	15	16
		16	17	17
(7) 移動支援事業	人/月	982	941	945
		799	859	930
	時間/月	15,712	15,056	15,120
		11,996	12,788	14,168
(8) 地域活動支援センター				
地域活動支援センター 型	設置数	4	4	4
		4	4	4

サービス名		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
地域活動支援 センター 型	設置数	2	2	2
		2	2	2
	人/月	40	48	48
		52	47	53
(9) その他の事業				
訪問入浴サービス	件数/年	3,696	3,700	3,729
		3,389	3,250	3,161
日中一時支援 事業	人/月	164	141	147
		44	78	105
	日数/月	459	423	441
		92	145	223
手話講習会事業	人/年	280	282	291
		192	148	148
自動車運転教習費 助成事業	件数/年	8	8	8
		3	2	5
自動車改造費助成 事業	件数/年	10	7	7
		3	8	2

【障害児向けサービス（障害児通所支援等）の供給量】

上段が見込み、下段が実績値

サービス名		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
児童発達支援	人/月	788	887	931
		904	997	1087
	日数/月	4,728	5,322	5,586
		5,799	6,150	6,968
放課後等デイサービス	人/月	869	1,065	1,147
		998	1,041	1,115
	日数/月	9,559	11,715	12,617
		10,693	10,096	11,415
保育所等訪問支援	人/月	6	45	48
		67	118	106
	日数/月	12	48	51
		96	137	160
医療型児童発達支援	人/月	4	4	4
		4	6	3
	日数/月	28	24	24
		20	43	16
居宅訪問型児童発達支 援	人/月	3	6	7
		7	5	9
	日数/月	12	42	49
		46	26	40
障害児相談支援	人/月	268	275	280
		189	231	251

【障害児の子ども・子育て支援等の人数】

上段が見込み、下段が実績値

種別	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
保育所	407 人	305 人	317 人
(認定こども園の 2 号認定を含む)	252 人	308 人	368 人
放課後児童健全育成事業	170 人	181 人	184 人
	169 人	198 人	214 人

3 事業説明（障害者総合支援法および児童福祉法に規定する事業）

（１）障害福祉サービス

サービス名	サービス内容
居宅介護	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。目的により「身体介護」と「家事援助」などがあります。
重度訪問介護	重度の障害者で、常に介護を必要とする障害者に自宅等で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報提供を行い、移動の援護等を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている障害者が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要度がとても高い障害者に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
生活介護	常に介護を必要とする障害者に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動・生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援	令和7年までに開始予定 本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障害者に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 A 型	一般企業への就労に結びついていない障害者のうち、雇用契約等に基づく就労が可能な方に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 B 型	一般企業等での就労が困難な障害者や、一定年齢に達している障害者に働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労した障害者について、障害者との相談を通じて生活面の課題を把握し、企業や関係機関等との連絡調整や、課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする障害者に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行います。
短期入所	自宅で介護する方が病気の場合等に、施設で短期間、夜間も含め、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していただいていた障害者で一人暮らしを希望する方等に対して、定期的な居宅訪問等を行い、相談に応じ、必要な助言や関係機関との連絡調整を行います。
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
施設入所支援	施設に入所する障害者に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

サービス名	サービス内容
計画相談支援	支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定または変更後、サービス事業者等と連絡調整を行い、サービス等利用計画を作成します。また、利用者の状況に応じて、一定期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行いサービス等利用計画の見直しを行います（モニタリング）。
地域移行支援	入所または精神科病院に入院している障害者が退所または退院する際、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などを行います。
地域定着支援	居宅で単身、または家庭の状況等により同居家族による支援を受けられない障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に対する相談等を行います。

(2) 地域生活支援事業

サービス名	サービス内容
理解促進研修・啓発事業	障害者が、日常生活および社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、障害者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
自発的活動支援事業	障害者とその家族、地域の方などが自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、ボランティア活動など）を支援します。
障害者相談支援事業	障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することおよび権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター	総合的・専門的な相談支援や、地域の民間相談支援事業者への指導・助言などを行います。区では、区内4か所の区立障害者地域生活支援センターを基幹相談支援センターとしています。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる障害者に対し、成年後見制度の申立てに要する経費および後見人等の報酬の全部または一部を助成します。
手話通訳者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者に手話通訳者を派遣し、意思疎通の円滑化を図ります。
要約筆記者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者に要約筆記者を派遣し、障害者その他の者との意思疎通の仲介をします。
手話通訳者設置事業	総合福祉事務所等に手話通訳者を設置することにより、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者その他の者の意思疎通の円滑化を図ります。
介護・訓練支援用具	日常生活用具等給付事業のうち、「特殊寝台」「浴槽（湯沸器含む。）」「入浴担架」等です。
自立生活支援用具	日常生活用具等給付事業のうち、「歩行支援用具」「電磁調理器」「屋内信号装置」等です。
在宅療養等支援用具	日常生活用具等給付事業のうち、「電気式たん吸引器」「音声式体温計」「ネブライザー」等です。
情報・意思疎通支援用具	日常生活用具等給付事業のうち、「ポータブルレコーダー」「活字文書読上装置」「情報受信装置」等です。
排泄管理支援用具	日常生活用具等給付事業のうち、「排泄支援用具」「収尿器」「紙おむつ」等です。

サービス名	サービス内容
住宅改修	重度の身体障害者等が日常生活を容易にすることを目的として、住宅の一部を改善するための費用を助成します。
緊急通報システム	重度の身体障害者が自宅で急病になったとき等のために、外部の受信施設へ緊急通報できる機器を貸与します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等に対し、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター型事業	地域の実情に応じ、障害者等に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。
地域活動支援センター型事業	地域において、雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、入浴等のサービスを実施します。 (練馬区立谷原フレンドは、令和2年4月より、地域活動支援センター型事業から、障害者総合支援法に基づく生活介護事業および日中一時支援事業に機能を転換しました。)
地域活動支援センター型事業	地域の実情に応じ、障害者に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供等を行います。
訪問入浴サービス	長期にわたり入浴が困難な在宅の身体障害者等に対し、訪問入浴車を派遣します。
日中一時支援事業	日中、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を行います。
手話講習会事業	手話の技術講習、聴覚障害者福祉に関する講演会等を行います。
自動車運転教習費助成事業	身体障害者等が自動車運転免許を取得するのに要する費用の一部を助成します。
自動車改造費助成事業	重度の身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その改造に要する費用の一部を助成します。

(3) 障害児向けサービス

サービス名	サービス内容
児童発達支援	個別療育や集団療育の必要があると認められた未就学児童を対象に、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	個別療育や集団療育の必要があると認められた就学している児童を対象に、放課後や夏休み期間等に、生活能力向上のための訓練や社会との交流の機会などを提供します。
保育所等訪問支援	障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所や児童養護施設等を訪問し、障害児や保育所などのスタッフに対し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児を対象に、障害児の居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導等を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童を対象に、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などの支援および治療を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援の支給決定または支給決定の変更前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定または変更後、サービス事業者等と連絡調整を行い、障害児支援利用計画を作成します。また、利用している障害児通所支援の内容が適切かどうか、一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、障害児支援利用計画の見直しを行います(モニタリング)。

練馬区障害者計画（一部改定）

（令和3年度～令和8年度）

第七期障害福祉計画

第三期障害児福祉計画

（令和6年度～令和8年度）

令和6年（2024年）3月

編集・発行 練馬区福祉部障害者施策推進課事業計画担当係

所在地 〒176-8501 東京都練馬区豊玉北6-12-1

電話 03-5984-4602（直通）

FAX 03-5984-1215

メール shogaisaku02@city.nerima.tokyo.jp